

日本学術会議分野別委員会及び分科会等について（平成20年10月23日日本学術会議第67回幹事会決定）の一部を次のように改正する。次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>I 日本学術会議会員及び連携会員について (略)</p> <p>3 委員の任期 分野別委員会委員の任期は、<u>平成32年9月30日</u>までとなります。分野別委員会に置かれる分科会委員の任期も、原則として<u>平成32年9月30日</u>までとなりますが、設置期限を付した分科会の委員の任期は、当該設置期限までとなります。</p> <p>(略)</p> <p>V 分野別委員会又は分科会の提言及び報告等について (略)</p> <p>⑥ <u>提言等の案は、承認を得る幹事会の3週間前までに事務局まで完結した案文を提出してください。その後、幹事会開催日の2週間前までに幹事会構成員に事前送付して一読していただくとともに、意見があった場合には調整をしてください。これらの提出・調整等が間に合わない場合は、次回以降の幹事会での審議となります。</u> ただし、<u>期末においては、集中を回避し、幹事会での十分な審議期間を確保するため、提言等の案の提出の最終期限を、平成32年3月31日までに改めて幹事会で定めるものとします。当該最終期限までに提出がなかった場合は、幹事会に付議できないことがありますので御留意ください。</u></p> <p>(略)</p>	<p>I 日本学術会議会員及び連携会員について (略)</p> <p>3 委員の任期 分野別委員会委員の任期は、<u>平成29年9月30日</u>までとなります。分野別委員会に置かれる分科会委員の任期も、原則として<u>平成29年9月30日</u>までとなりますが、設置期限を付した分科会の委員の任期は、当該設置期限までとなります。</p> <p>(略)</p> <p>V 分野別委員会又は分科会の提言及び報告等について (略)</p> <p>⑥ <u>報告書等の案は、幹事会開催日の2週間前までに幹事会構成員に事前送付して一読していただくとともに、意見があった場合には調整をしていただきますので、承認を得る幹事会の3週間前までに事務局まで完結した案文を必ず御提出ください。当該期限までに提出が間に合わない場合は、次回以降の幹事会での審議となります。</u> ただし、<u>期末における集中を回避し、幹事会での十分な審議期間を確保するため、報告書等の案は、最終的に遅くとも平成29年4月30日までに事務局まで完結した案文を御提出ください。当該最終期限までに提出がなかった場合は、幹事会に付議できないことがありますので御留意ください。</u></p> <p>(略)</p>

附則（平成29年10月30日日本学術会議第256回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

【参考（V⑥ただし書き関連）】

第23期末における提言等の提出状況について

平成29年4月30日までに提出	49件
平成29年4月30日以降に提出	69件

○科学と社会委員会運営要綱（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前									
(略)				(略)									
(分科会)				(分科会)									
第2 委員会に、次の表のとおり分科会及び小委員会を置く。分科会及び小委員会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会及び小委員会の設置について幹事会に提案する。				第2 委員会に、次の表のとおり分科会及び小委員会を置く。分科会及び小委員会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会及び小委員会の設置について幹事会に提案する。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分科会</th> <th>調査審議事項</th> <th>構成</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゲノム編集技術と社会に関する検討分科会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ゲノム編集技術と社会との関わりについての検討事項の整理 公開シンポジウムにおける意見交換の進め方に関すること </td> <td>10名以内の会員又は連携会員</td> <td> 設置期間：平成29年10月30日～平成30年3月31日 </td> </tr> </tbody> </table>				分科会	調査審議事項	構成	備考	ゲノム編集技術と社会に関する検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ゲノム編集技術と社会との関わりについての検討事項の整理 公開シンポジウムにおける意見交換の進め方に関すること 	10名以内の会員又は連携会員	設置期間：平成29年10月30日～平成30年3月31日	(新規)	
分科会	調査審議事項	構成	備考										
ゲノム編集技術と社会に関する検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ゲノム編集技術と社会との関わりについての検討事項の整理 公開シンポジウムにおける意見交換の進め方に関すること 	10名以内の会員又は連携会員	設置期間：平成29年10月30日～平成30年3月31日										
(略)				(略)									

附則（平成29年10月30日日本学術会議第256回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

科学と社会委員会分科会の設置について

分科会等名：ゲノム編集技術と社会に関する検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	科学と社会委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>ゲノム編集技術は様々な医療応用が期待される一方で、生命倫理に係る問題も指摘されている。</p> <p>日本学術会議では、第23期の課題別委員会「医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会」においてゲノム編集技術を医療に用いることの生命倫理上の問題点などを検討し、9月に提言「我が国の医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方」を発出した。</p> <p>それを踏まえ、本分科会においては、ゲノム編集技術の課題と社会の関わりに関して、本年11月に開催が予定されているサイエンスアゴラにおいてシンポジウムを開催し、市民目線で議論を深めていくことを目的とする。</p>
4	審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゲノム編集技術と社会との関わりについての検討事項の整理 ・ 公開シンポジウムにおける意見交換の進め方に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成30年3月31日
6	備考	※新規設置

部が直接統括する分野別委員会合同分科会の設置について

合同分科会の名称：第一部国際協力分科会

1	担当部及び関係委員会名	第一部
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	人文・社会科学領域における日本学術会議としての国際学術活動の発展を目的とする。AASSREC（アジア社会科学研究協議会連盟）、IFSSO（国際社会科学団体連盟）、ISSC（国際社会科学協議会）への対応、組織活性化のための貢献を中心に、国際業務全般を包括的に審議する。
4	審議事項	1. 第一部関連各分野で行われている国際交流の実態の調査と今後の方向の検討 2. ISSC（WSSFを含む）等の諸組織への対応 3. AASSREC、IFSSOの大会・総会への対応に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

合同分科会の名称：第一部科学と社会のあり方を再構築する分科会

1	担当部及び関係委員会名	第一部
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>福島原子力発電所の事故による災害は、科学者への社会の信頼を大きく揺るがすことになった。これを受けて、日本学術会議では、科学者の信頼回復と、科学と社会のよりよい関係のあり方につき、さまざまな分科会で分析がなされ、多くの提言・報告が示された。そこでは、専門家の間でも意見が分かれている問題等について、科学者の発信はどうあるべきかが問われた。ただし、それぞれの提言・報告は独立した分科会で作成されたため、日本学術会議としての総合的な意思の整理は必ずしも十分になされていない。そこで23期において本分科会を設置して、諸提言・報告を総合的に再分析し、科学と社会の今後のあり方について、すべての部からの参加者を交えて具体的な提言を作成する作業を進めてきた。とりわけ、緊急時における情報発信のための態勢づくりの方向性について、議論が深まってきた。そこで、具体的な制度化等を含め、審議をおこない、あるべき情報発信の姿について提言等のとりまとめをめざす。引き続き、科学の社会的位置づけについて専門性を有する第一部に設置するが、すべての部からの参加を求める。</p>
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 科学者からの発信のあり方 2. 科学者と市民との関わりのあり方 3. リスクにかかわる政治的決定のあり方 4. 社会との関係における日本学術会議の役割 <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

合同分科会の名称：第一部人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会

1	担当部及び関係委員会名	第一部
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	日本学術会議は、かねてから人文・社会科学を含む学術の総合的発展の重要性を強調してきたが、とりわけ前期は、国立大学法人に対する2015年6月8日の文部科学大臣通知を受けて、日本の学術が直面する諸状況・課題を整理し、学術振興のために人文・社会科学が果たすべき役割の検討が喫緊の課題となった。この課題に応えるため、第一部附置の分科会として人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会を設置し、その審議結果を2017年6月1日に第一部の提言『学術の総合的発展をめざして—人文・社会科学からの提言—』として発出した。同提言の政策へのインパクトの検証、提言に示された課題のさらなる検討等を含め、学術研究・教育における人文・社会科学のあり方とその役割、および、人文・社会科学の振興のための課題をさらに審議するため、第24期においても本分科会を設置する。
	審議事項	1. 学術研究と教育における人文・社会科学のあり方とその役割 2. 人文・社会科学の振興のための課題 に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

合同分科会の名称：第一部総合ジェンダー分科会

1	担当部及び関係委員会名	第一部
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	自然科学領域（第一部、第三部）では、若手研究者育成や研究における多様性確保の観点を含めて、男女共同参画（gender equality）のための学協会の連携が進められている。これに対して、人文・社会科学領域（第一部）では、そうした取り組みが遅れてきた。しかし第23期において人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会（GEAHS S）が発足した。人文社会科学をはじめとする学術における男女共同参画の健全な展開を実現すべくGEAHS Sと連携しつつ学協会の連携を推進する。このため第1部附置分科会とする。
	審議事項	1. 学協会の相互連携によるジェンダー統計の調査・公表・分析の推進、ジェンダー平等に関する好事例の共有 2. 人文社会科学系学協会の相互連携と分野横断的ジェンダー研究の推進、男女共同参画の展開に向けた課題の検討 3. 自然科学と人文社会科学における男女共同参画の連携協力に向けた課題の検討 に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

分野別委員会運営要綱(平成26年8月28日日本学術会議第199回幹事会決定)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前					
別表第1					別表第1					
分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	設置期間	分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	設置期間	
言語・文学委員会	言語・文学委員会古典文化と言語分科会	日本の「古典」の構築のための方法論・理論に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日	言語・文学委員会					(新規設置)
	言語・文学委員会文化の邂逅と言語分科会	異文化接触にともなう言語の変化と、現在の日本の言語のあり方に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日						(新規設置)
	言語・文学委員会科学と日本語分科会	科学の発展がもたらす日本語の変化の解析と、その変化に対する可能な対策に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日						(新規設置)
	言語・文学委員会人文学の国際化と日本語分科会	我が国の人文学の国際化と日本語の将来についての審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日						(新規設置)
	言語・文学委員会・哲学委員会・史学委員会・地域研究委員会合同アジア研究・対アジア関係に関する分科会	史学委員会に記載	史学委員会に記載	史学委員会に記載						(新規設置)
哲学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	哲学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	
	哲学委員会古典精神と未来社会分科会	我が国がかかえる今日的課題のなかで、特に青少年教育や政策立案に伝統知を活かす方策の審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月4日～平成30年3月31日		哲学委員会古典精神と未来社会分科会	我が国がかかえる今日的課題のなかで、特に青少年教育や政策立案に伝統知を活かす方策の審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月4日～平成30年3月31日	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	

	哲学委員会哲学・倫理・宗教教育分科会	1. 哲学・倫理・宗教教育の現状 2. 哲学・倫理・宗教教育の意義と方法に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月4日～平成30年3月31日
	言語・文学委員会・哲学委員会・史学委員会・地域研究委員会合同アジア研究・対アジア関係に関する分科会	史学委員会に記載	史学委員会に記載	史学委員会に記載
心理学・教育学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	心理学・教育学委員会心の先端研究と心理学専門教育分科会	1. 心の先端的な科学研究を前進させる施策の検討 2. 研究拠点校を結ぶネットワークの構築と心理科学の国際的研究拠点構想について 3. 心の科学的実証的な研究に必要な先端技術の教育方法と若手研究者養成プログラムの検討に係る審議に関すること	30名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
	心理学・教育学委員会実験社会科学分科会	実証と規範に共通する概念枠組みを形成し、格差や公正などの問題群に対するアプローチについての審議に関すること	10名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
	心理学・教育学委員会教育学分野の参照基準検討分科会	1. 参照基準の教育課程編成における有効性 2. コアカリキュラムと参照基準の関係 3. 教育学分野の参照基準の内容に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
	心理学・教育学委員会排除・包摂と教育分科会	日本の教育システムがもつ社会的排除機能の課題を整理し、社会的包摂機能増進のための方途の検討に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
社会学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	社会学委員会社会福祉学分科会	社会的紐帯が弱い人に対する支援体制についての審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日

	哲学委員会哲学・倫理・宗教教育分科会	1. 哲学・倫理・宗教教育の現状 2. 哲学・倫理・宗教教育の意義と方法に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月4日～平成30年3月31日
	(新規設置)			
心理学・教育学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
	(新規設置)			
	(新規設置)			
社会学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			

社会学委員会・経済学委員会合同包摂的社会政策に関する多角的検討分科会	社会的包摂に関連する概念や政策の審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
社会学委員会社会統計調査アーカイヴ分科会	質の高い社会調査を実施できる環境整備と調査データの有効活用のための方策の審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
社会学委員会ジェンダー政策分科会	1. 日本におけるジェンダー政策について国際比較も含めての検討 2. ジェンダー政策をめぐる政策評価についての調査研究を進め、提言を作成することに係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
社会学委員会東日本大震災後の社会的モニタリングと復興の課題検討分科会	1. 大震災の被害・影響の社会的構造と特質について 2. 復興政策の検証とその見直し・刷新について 3. 震災被害からの復興と生活再建・地域再生について 4. 震災の経験を踏まえた社会学の課題についてに係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
史学委員会	(略)	(略)	(略)
史学委員会IUHPST分科会	1. 国際科学史・科学基礎論連合(IUHPST)への対応 2. 当該関連の国内研究教育振興に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会	1. 学芸員制度の見直しおよび博物館法の改正へむけて、学協会と合同で実施するシンポジウムを踏まえ、前期の提言をさらに深める検討 2. 美術館の財政面の諸問題、および博物館・美術館の社会における有用性などについての検討に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日

	(新規設置)			
	(新規設置)			
	(新規設置)			
	(新規設置)			
史学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
	(新規設置)			

史学委員会科学・技術の歴史的理論的社会的検討分科会	科学・技術の社会における展開とその諸問題を歴史的理論的に解析し、必要な対策等の諸問題を審議すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
言語・文学委員会・哲学委員会・史学委員会・地域研究委員会合同アジア研究・対アジア関係に関する分科会	アジア研究の深化・充実と対アジア関係の発展をめぐる諸課題の検討、必要な対策等の審議に関すること	25名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
史学委員会文化財の保護と活用に関する分科会	文化財の未来への確実な継承を実現するために、その保護と活用のあり方についての審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
史学委員会歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会	1. 被災文書の復旧とその後の復興について 2. アーカイブズ制度の改善に向けて 3. 日本学術会議アーカイブズの構築とその保存・管理・公開についてに係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
地域研究委員会	(略)	(略)	(略)
地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同地球環境変化の人間の側面(HD)分科会	1. 地球環境変化の人間の側面(HD)に関する研究・教育の深化、振興、普及および社会貢献(提言の取りまとめ等) 2. Future EarthおよびSDGsにおけるHD的研究の推進と強化(シンポジウムの開催等) 3. 関連する委員会やプロジェクト等との連携・調整に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
地域研究委員会地域研究基盤強化分科会	地域研究に関する研究・教育機関の発展方策及び国際連携のあり方に係る審議に関すること	30名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日

(新規設置)			
(新規設置)			
(新規設置)			
(新規設置)			
地域研究委員会	(略)	(略)	(略)
(新規設置)			
(新規設置)			

地域研究委員会地域情報分科会	国内外の多様な地域情報の分析に基づく社会に向けた適切な情報発信のあり方などに係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
地域研究委員会人文・経済地理学分科会	1. 地域が抱えるさまざまな課題への解決策 2. 今後の国土政策のあり方 に係る審議に関すること	25名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
地域研究委員会文化人類学分科会	高等学校社会科新科目への文化人類学からの貢献に係る審議に関すること	25名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
地域研究委員会多文化共生分科会	義務教育以降の外国籍生徒の教育に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
地域研究委員会地域学分科会	1. 地域およびその振興策のあり方 2. 地域の実情を深く理解した人材の育成等に向けた課題 に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
言語・文学委員会・哲学委員会・史学委員会・地域研究委員会合同アジア研究・対アジア関係に関する分科会	史学委員会に記載	史学委員会に記載	史学委員会に記載
法学委員会 法学委員会「グローバル化と法」分科会	グローバル化が一層進行する将来における日本法及び日本の法学のあり方並びにそのために必要な施策に係る審議に関すること	30名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
法学委員会 法学委員会生殖補助医療と法分科会	提供生殖子による出生児の親子関係、出自を知る権利、代理懐胎、凍結精子による死後受精、出生前診断、着床前診断など、生殖補助医療をめぐる法的諸問題に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日

(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)

法学委員会ジェンダー法分科会	1. ジェンダー法学教育・ジェンダー法研究者育成の課題 2. ジェンダー法研究法論の検討 3. 学術分野とジェンダーに係る審議に関すること	15名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日
法学委員会IT社会と法分科会	IT社会を適切に根付かせるために、法がなすべき役割に係る審議に関すること	15名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日
法学委員会「学術と法」分科会	1. 人文・社会科学を含む学術の振興 2. 学術の成果・知見の政策への反映のあり方 3. 研究の質の評価基準・手続 4. 大学その他の研究組織のガバナンス 5. 軍事と学術の関係 6. 法科大学院制度および法学研究者養成のあり方 7. 上記の課題に関する今後の日本の法制的あり方 に係る審議に関すること	15名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日
法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会	1. 第23期に出した提言のフォローアップ 2. 各種調査・ヒアリング 3. 国際比較 4. 政策提言の作成 に係る審議に関すること	15名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日
法学委員会「市民性」涵養のための法学教育システム構築分科会	1. 「市民性教育」として法学教育システムを構築するための課題・条件等 2. 国際比較調査等 に係る審議に関すること	15名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日

(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)

	法学委員会大規模災害と法分科会	1. 行政法、民事実体法、民事手続法、保険法など 2. 都市計画、土木建築、交通システムなど 3. その他(参加者の関心に合わせて、適宜、追加的に問題を取り上げる) に係る審議に関すること	15名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日
	法学委員会「セーフティ・ネットのあり方を考える」分科会	1. 不平等・格差社会の諸相 2. 社会保障理念の変容 3. 労働法と社会保障法の連携 4. 生涯を通じた医療・介護保障のあり方 5. 「ベーシック・インカム」論 などに係る審議に関すること	12名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日
政治学委員会	政治学委員会政治思想・政治史分科会	1. 個人と社会のあるべき関係など政治現象に関する思想的課題 2. 高等教育機関及び地域・社会における政治思想・政治史教育のあり方に係る審議に関すること	10名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日
	政治学委員会比較政治分科会	1. 先進諸国における政治経済の危機をもたらした背景を探り、民主シーの持続を可能とするための諸条件を提示すること 2. 先進諸国および中進国における経済成長の slowdownを打開しうる政治のあり方を示し、報告すること に係る審議に関すること	10名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日
	政治学委員会行政学・地方自治分科会	1. 公開シンポジウム 2. 政府への提言・報告、記録等 3. その他 に係る審議に関すること	10名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日

(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)

政治学委員会国際政治分科会	1. グローバルな対立や紛争といった国際政治的課題 2. 高等教育機関及び地域・社会における国際政治教育のあり方に係る審議に関すること	10名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
政治学委員会政治過程分科会	1. 若年層の投票率向上のための方策 2. 議院内閣制の現状とそれのあるべき姿に係る審議に関すること	10名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
経済学委員会IEA分科会	1. IEA世界大会の支援 2. 円卓会議などの主催 3. 日本における経済学研究の国際発信の支援に係る審議に関すること	10名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
経済学委員会IEHA分科会	1. IEHAの運営、特に世界経済史会議の運営 2. 日本と世界における経済史研究の発展のための施策等に係る審議に関すること	10名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
経済学委員会ワークライフバランス研究分科会	1. 個々の参加者による研究報告 2. シンポジウムの開催 3. 政策提言に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
経済学委員会数量的経済・政策分析分科会	1. 応用計量経済分析者および手法開発者を対象としたチュートリアルセッション 2. 計量・統計理論のシンポジウム等の開催 3. 実際の実証分析を行う上で必要になる政府統計の利用環境の改善などに関する政策提言に係る審議に関すること	18名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
経済学委員会国際開発研究分科会	開発途上国の持続的な経済発展と貧困削減に向けて必要な開発戦略に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日

(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)

	経済学委員会・環境学委員会合同フューチャー・デザイン分科会	持続可能な社会のデザイン(フューチャー・デザイン)のため、何が求められているのか、従来の研究はどうなっているのか、課題は何か、どのような研究をすべきなのかに係る審議に関すること	12名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
	社会学委員会・経済学委員会合同包摂的社会政策に関する多角的検討分科会	社会学委員会に記載	社会学委員会に記載	社会学委員会に記載
経営学委員会	経営学委員会経営学大学院における認証評価の国際通用性に関する分科会	1. 経営系専門職大学院に対するわが国の認証制度、認証基準 2. ビジネススクールに対する海外の認証制度、認証基準 3. 両者の考え方の違い並びに整合を取る上での工夫 4. 国際通用性の確保に向けたわが国の認証制度の変革に係る審議に関すること	14名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成31年9月30日
	経営学委員会経営学分野における研究業績の評価方法を検討する分科会	1. 経営学・会計学の領域で行われている採用・昇格における業績評価の仕方の調査・検討 2. 「設置目的」で示した問題意識から、あるべき評価方法の提示に係る審議に関すること	13名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
	経営学委員会経営学における若手研究者の育成に関する分科会	経営学領域における優れた研究の在り方、若手研究者の在り方、およびその育成方法に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
基礎生物学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会合同植物科学分科会	植物科学分野の学協会等との連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日

(新規設置)			
(新規設置)			
(新規設置)			
(新規設置)			
(新規設置)			
基礎生物学委員会	(略)	(略)	(略)
(新規設置)			

基礎生物学委員会・統合生物学委員会・基礎医学委員会合同分子生物学分科会	分子生物学分野の学協会等との連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同生物科学分科会	生物科学分野の学協会等との連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること	25名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会合同遺伝資源分科会	1. 遺伝資源の整備活用方策の検討 2. 名古屋議定書における遺伝資源の取り扱いの検討に係る審議に関すること	10名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同海洋生物学分科会	海洋生物学分野の学協会等との連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同生物物理学分科会	生物物理学分野の学協会等との連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同生態科学分科会	統合生物学委員会に記載	統合生物学委員会に記載	統合生物学委員会に記載
基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同ワイルドライフサイエンス分科会	統合生物学委員会に記載	統合生物学委員会に記載	統合生物学委員会に記載

(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)

統合生物学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会合同植物科学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載
	基礎生物学委員会・統合生物学委員会・基礎医学委員会合同分子生物学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載
	基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同生物科学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載
	基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会合同遺伝資源分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載
	基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同海洋生物学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載
	基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同生物物理学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載
	基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同生態科学分科会	1. 生態科学の生命科学との接点の充実の施策 2. 生態科学の環境科学への貢献を推進する施策 に係る審議に関すること	18名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同ワイルドライフサイエンス分科会	人間と野生動物との調和的共存を図るためのワイルドライフサイエンスの確立とその社会的普及に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日	

統合生物学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
	(新規設置)			
	(新規設置)			
	(新規設置)			
	(新規設置)			
	(新規設置)			
	(新規設置)			

農学委員会

(略)	(略)	(略)	(略)
農学委員会・食料科学委員会・健康・生活科学委員会合同IUNS分科会	食料科学委員会に記載	食料科学委員会に記載	食料科学委員会に記載
農学委員会・食料科学委員会合同IUSS分科会	国際土壌科学連合(IUSS)への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
農学委員会農学分科会	地球規模での農業生産及び我が国における農業の問題点の把握と解決方法の検討、社会への発信に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
農学委員会育種学分科会	農林水産分野の育種に関する学協会等との連絡・連携及び当該分野の発展を期すための調査、審議、情報発信に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
農学委員会・食料科学委員会合同農芸化学分科会	食料科学委員会に記載	食料科学委員会に記載	食料科学委員会に記載
農学委員会農業経済学分科会	1.「農業経済学教育のあり方」(報告等)の作成 2. その他、食料・農業・農村に関わる諸事項に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
農学委員会農業生産環境工学分科会	1. 農業気象環境の評価・解明と地球規模の問題への対応 2. 気象災害防止および生産環境の改良・保全 3. 生物(作物・植物・動物)環境の最適環境調節 4. 次世代の生物環境調節施設とPlant Phenomics研究への対応 5. 植物工場、園芸施設などの環境・エネルギー問題への対応 に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日

農学委員会

(略)	(略)	(略)	(略)
			(新規設置)
			(新規設置)
			(新規設置)
			(新規設置)
			(新規設置)
			(新規設置)
			(新規設置)

農学委員会地域総合農学分科会	1.「地域総合農学の展望」(提言等)の作成 2. その他、地域総合農学に関わる諸事項に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会合同植物科学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載
基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会合同遺伝資源分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載
農学委員会林学分科会	林学分野の学協会との連絡・連携、森林の持続的管理と生態系サービス、林産物の利用に関わる諸課題に関する調査審議並びに社会への情報発信に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
農学委員会応用昆虫学分科会	応用昆虫学分野の課題解決と研究教育基盤の充実を図るための審議並びに情報発信に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
農学委員会土壌科学分科会	土壌科学分野の学協会等との連絡・連携及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
農学委員会・食料科学委員会合同遺伝子組換え作物分科会	遺伝子組換え作物(食品)、ゲノム編集技術を含む新しい育種技術の問題点の把握と科学者の立場での解決方法の検討、社会への発信に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
農学委員会・食料科学委員会合同農学分野における名古屋議定書関連検討分科会	1. 日本における名古屋議定書発効後の問題点等の検討 2. 議定書の適用範囲等についての国際的議論対応の検討に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日

(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)

食料科学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
農学委員会・食料科学委員会・健康・生活科学委員会合同IUNS分科会	国際栄養科学会議ICN 2021、IUNS関連国際集会等の日本開催、及びIUNS本部との連携に係る審議に関すること	12名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日	
農学委員会・食料科学委員会合同IUSS分科会	農学委員会に記載	農学委員会に記載	農学委員会に記載	
食料科学委員会畜産学分科会	新時代に対応した研究・教育(国際化、若手・女性研究者の育成支援、共通カリキュラムの検討)に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日	
食料科学委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同トキシコロジー分科会	薬学委員会に記載	薬学委員会に記載	薬学委員会に記載	
農学委員会・食料科学委員会合同農芸化学分科会	農芸化学分野が直面している各種課題、研究成果の社会に向けての発信内容や方法に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日	
農学委員会・食料科学委員会合同遺伝子組換え作物分科会	農学委員会に記載	農学委員会に記載	農学委員会に記載	
農学委員会・食料科学委員会合同農学分野における名古屋議定書関連検討分科会	農学委員会に記載	農学委員会に記載	農学委員会に記載	
基礎医学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
基礎生物学委員会・統合生物学委員会・基礎医学委員会合同分子生物学分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載	
基礎医学委員会IUPS分科会	1. 生理科学研究の国際連携に関する学術事項 2. 国際学術団体であるIUPSへの対応に係る審議に関すること	10名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日	

食料科学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
				(新規設置)
				(新規設置)
				(新規設置)
				(新規設置)
				(新規設置)
				(新規設置)
				(新規設置)
基礎医学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
				(新規設置)
				(新規設置)

基礎医学委員会免疫学分科会	1. 免疫基礎研究のあり方 2. 先駆的医療開発研究のあり方 3. 国際協力のあり方 4. 人材育成のあり方 5. 国内関連学協会連携のあり方 に係る審議に関すること	30名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日
基礎医学委員会神経科学分科会	1. 人間総合科学としての神経科学の推進策 2. 神経科学における国際連携体制の構築 3. 融合科学としての神経科学における人材育成 4. 神経科学の成果を国民に還元する活動の推進 に係る審議に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日
食料科学委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同トキシコロジー分科会	薬学委員会に記載	薬学委員会に 記載	薬学委員会 に記載
基礎医学委員会医学研究者育成検討分科会	医学部出身研究者の減少についてその現状、問題点、対応策を検討すること	20名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日
基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会合同遺伝資源分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学 委員会に記載	基礎生物学 委員会に記載
臨床医学委員会	(略)	(略)	(略)
臨床医学委員会出生・発達分科会	発達障害児とその家族へのエビデンスに基づく支援サービスの普及を阻害する諸問題に関する検討と、課題克服への提言作成に関する審議に関すること	5名以内の会 員及び10名 以内の連携 会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日
臨床医学委員会臨床研究分科会	1. 臨床研究の推進・強化のための方策 2. 医療・医学分野の特徴を踏まえた臨床研究における包括的な法の整備やシステムの構築 に係る審議に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日

(新規設置)			
(新規設置)			
(新規設置)			
(新規設置)			
(新規設置)			
臨床医学委員会	(略)	(略)	(略)
(新規設置)			
(新規設置)			

	臨床医学委員会腫瘍分科会	今後の悪性腫瘍治療の在り方に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
	臨床医学委員会アディクション分科会	アディクションの実態解明、病態解明、予防・治療・復帰法開発におけるアカデミアの役割の審議に関すること	25名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
健康・生活科学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会	1. 健康・スポーツ科学分野の加速的発展を目指した多様な研究者の研究連携推進 2. 研究成果を生かした身体活動・スポーツ推進方策の審議と提言の作成 3. 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに係る学術的レガシーの構築に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
	健康・生活科学委員会家政学分科会	設置目的実現のために必要な活動に対する連携・協力、及び教育の発展のための審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
	健康・生活科学委員会高齢者の健康分科会	1. 元気高齢者の自立度や心理精神的状況の科学的評価、及び、その社会的な役割のあり方 2. 多様な健康度の高齢者への支援のあり方、高齢者を支える専門職種間連携・人材育成のあり方に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
	農学委員会・食料科学委員会・健康・生活科学委員会合同IUNS分科会	食料科学委員会に記載	食料科学委員会に記載	食料科学委員会に記載
	健康・生活科学委員会・環境学委員会合同環境リスク分科会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載

	(新規設置)			
	(新規設置)			
健康・生活科学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
	(新規設置)			
	(新規設置)			
	(新規設置)			

歯学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	歯学委員会基礎系歯学分科会	歯学の基礎学術領域の活性化と関連学術領域との連携に必要な事項の審議に関すること	12名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
	歯学委員会病態系歯学分科会	1. 顎口腔領域疾病の病態を解明し、細分化される学術分野を統合あるいは融合すること 2. 顎口腔疾患の病理ならびに病態生理の究明を行い、機能回復歯学に発展させること に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
	歯学委員会臨床系歯学分科会	1. 口腔健康管理、歯列管理に関連する疾病の病理、病態を解明し、新たな診断、治療法、口腔健康対策を発展、深化させること 2. 口腔健康管理、歯列管理、歯科治療と社会に関連する種々の問題を明確にし、その対応を提言すること に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
歯学委員会歯学教育分科会	臨床基礎実習、臨床実習、関連医学教育の配分、歯学教育カリキュラムのあり方、さらに卒後臨床研修との関係についての審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日	
薬学委員会	薬学委員会化学・物理系薬学分科会	薬学領域における化学・物理系の研究、人材育成のあり方について検討するとともに、研究推進について審議する。また、他の薬学境域および薬学領域以外の理工領域との連携について審議する	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
	薬学委員会生物系薬学分科会	生物系薬学領域における課題、薬学部・薬科大学における教育と研究課題、シンポジウムの内容に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日

歯学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
	(新規設置)			
	(新規設置)			
薬学委員会	(新規設置)			
	(新規設置)			

薬学委員会医療系薬学分科会	医療系薬学研究者と基礎系薬学研究者の連携による薬学研究推進について審議する。また、関連学会の連携について検討する	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
食料科学委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同トキシコロジー分科会	薬学系、農学系、医学系の研究者と、医薬品および食品等の毒性および安全性に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
薬学委員会薬学教育分科会	我が国の薬学における創薬力及び育薬力を高めるため、6年制及び4年制薬学学部教育及びそれぞれに基礎を置く大学院教育が現在直面している諸問題に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
薬学委員会薬剤師職能とキャリアパス分科会	高度化した医療と、産業・社会構造の変化に伴う医療体制の変化に合致した薬剤師の職能のあり方と、将来の医療体制に対応し得る薬剤師の育成に向けた適切なキャリアパス、専門・認定制度に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
環境学委員会	(略)	(略)	(略)
環境学委員会環境科学分科会	1. 環境修復処理や再生可能エネルギー技術の開発と技術移転、社会実装、社会システム構築 2. 地球環境や生態系等のモニタリングと情報発信 3. GISを利用した環境情報プラットフォームの開発に係る審議に関すること	30名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
健康・生活科学委員会・環境学委員会合同環境リスク分科会	23期に作成したレギュラトリーサイエンスに関する報告書を基にした検討を踏まえた提言の作成に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日

(新規設置)			
(新規設置)			
(新規設置)			
(新規設置)			
環境学委員会	(略)	(略)	(略)
(新規設置)			
(新規設置)			

	経済学委員会・環境学委員会合同フューチャー・デザイン分科会	経済学委員会に記載	経済学委員会に記載	経済学委員会に記載
	地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同地球環境変化の人間の側面(HD)分科会	地域研究委員会に記載	地域研究委員会に記載	地域研究委員会に記載
	環境学委員会環境思想・環境教育分科会	1. 環境思想の系統理解と「環境と人間の基本的な関係」のあり方 2. 国内外の環境教育(ESDを含む)の実情把握、深化、情報発信 3. わが国における環境教育(ESDを含む)の推進方策とその課題(提言のとりまとめ、シンポジウムの開催等) 4. フューチャー・アースおよびSDGsへの環境思想・環境教育面からの対応 などに係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
数理学委員会	数理学委員会IMU分科会	1. IMUと連携した国際的および国内的な数理学の振興、普及および社会貢献に関する事項 2. IMUの予算や活動に対する日本としての意見の決定、IMU総会へ派遣する評議員の決定、IMUに関する役員等の推薦、フィールズ賞、ガウス賞などの各賞の受賞者の推薦、国際会議等への代表の派遣、国際会議等の日本での開催・招致に関する事項 3. その他 に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
物理学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	物理学委員会・総合工学委員会合同IUPAP分科会	関係学会と連携し、国際学術団体の活動の周知・広報に関すること	25名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日

	(新規設置)			
	(新規設置)			
	(新規設置)			
数理学委員会	(新規設置)			
物理学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			

物理学委員会物性物理学・一般物理学分科会	1. 当該研究の意義とあり方 2. 有効な政策提言のための社会・政府行政機関との意思疎通や関連学協会との連携のあり方に係る審議に関すること	45名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
物理学委員会素粒子物理学・原子核物理学分科会	素粒子物理学・原子核物理学の現状の分析、日本での今後の研究の進め方、国際分担のあり方、社会的普及等の審議に関すること	25名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
物理学委員会・化学委員会合同結晶学分科会	化学委員会に記載	化学委員会に記載	化学委員会に記載
地球惑星科学委員会	(略)	(略)	(略)
地球惑星科学委員会地球惑星科学企画分科会	1. 地球惑星科学委員会の活動 2. 傘下の分科会や小委員会の活動 3. 対外発信に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
地球惑星科学委員会地球・惑星圏分科会	1. 課題と解決策 2. 大型計画とロードマップ 3. 学界と教育に係る審議に関すること	40名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
地球惑星科学委員会地球・人間圏分科会	1. 地球人間圏の諸分野に共通する諸問題 2. 地球環境・防災分野への社会還元に係る審議に関すること	40名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
地球惑星科学委員会地球惑星科学人材育成分科会	1. 高大接続、大学・大学院教育、キャリア育成の改善施策 2. 高校地学教育および教員養成の改善施策に係る審議に関すること	40名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日

	(新規設置)			
	(新規設置)			
	(新規設置)			
地球惑星科学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
	(新規設置)			
	(新規設置)			
	(新規設置)			

地球惑星科学委員会地球惑星科学国際連携分科会	1. 地球惑星科学分野の国際活動の振興 2. 国際対応の各分科会や直属小委員会との連絡・調整に関する諸事項に係る審議に関すること	40名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
地球惑星科学委員会IGU分科会	IGU、FEを通じた国際研究計画への参加促進、役員推薦、代表派遣に係る審議に関すること	25名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
地球惑星科学委員会IUGG分科会	IUGGに関する国際連携、関連する測地学・地球物理学の振興、普及および社会貢献に関する諸事項に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
地球惑星科学委員会IUGS分科会	1. IUGSと連携した地質科学の振興、普及、社会貢献 2. IUGSに関する役員等の推薦等に係る諸案件に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
地球惑星科学委員会SCOR分科会	1. 海洋科学の振興、普及 2. 東京大学大気海洋研究所の組織・運営への助言に係る審議に関すること	25名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同地球環境変化の人間の側面(HD)分科会	地域研究委員会に記載	地域研究委員会に記載	地域研究委員会に記載
情報学委員会 情報学委員会情報ネットワーク社会基盤分科会	1. 情報ネットワーク社会基盤についての意思の表出 2. シンポジウムの開催 3. その他、関連課題の議論に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日

(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
情報学委員会 (新規設置)

情報学委員会国際サイ エンスデータ分科会	1. 国際的視点でのサイ エンスデータ活動のあり 方の提言 2. CODATA、WDS等 の国際活動対応 3. その他、関連課題の 議論 に係る審議に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日
情報学委員会ビッグ データ分科会	1. ビッグデータの収集、 処理、分析、活用 2. ビッグデータの倫理 的、法的、社会的課題 3. 上記に関連する人材 育成、政策、制度等 に係る審議に関すること	25名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日
情報学委員会情報学教 育分科会	1. 情報教育の参照基準 の策定 2. 情報教育に関するシ ンポジウム等の開催 3. 参照基準の活用及び 啓蒙の検討 に係る審議に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日
情報学委員会環境知能 分科会	1. 情報学のフロンティア としての環境知能の技 術・理論・応用 2. 災害時に迅速で有用 な情報伝達を可能とする 環境知能など、個別の応 用課題 に係る審議に関すること	20名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日
情報学委員会安全・安 心社会と情報技術分科 会	1. 社会の安全・安心に 資する情報技術と情報学 を核とする学際研究分野 2. 1に関連する教育、政 策、制度等 に係る審議に関すること	25名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日
情報学委員会ソフトウェ ア学分科会	1. 新たな計算や情報処 理パラダイムの創成から ソフトウェアシステムの開 発、利用、保守に関わる 技術的課題 2. 上記課題の解決の方 向性と方策 3. その他関連課題の議 論 に係る審議に関すること	25名以内の 会員又は連 携会員	平成29年10 月30日～平 成32年9月 30日

(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)

	情報学委員会ITの生む諸課題検討分科会	1. IT分野における「光」と「影」の適切なあり方についての意思の表出 2. シンポジウムの開催 3. その他、関連課題の議論に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
化学委員会	化学委員会化学企画分科会	1. 化学研究の推進と化学分野の活性化 2. 化学に関わる諸問題 3. 化学委員会の活動に係る審議に関すること	25名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
	化学委員会IUPAC分科会	1. IUPACの活動への我が国の積極的な関与・貢献の促進 2. IUPACへ派遣する委員候補の推薦 3. 将来のIUPAC活動を担う若手人材の育成 4. IUPAC活動に対する、産業界や学協会との連絡・調整に係る審議に関すること	16名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
	化学委員会IUCr分科会	1. IUCrの活動支援 2. IUCrの活動に係る日本の意見の集約と国内活動の推進 3. IUCr役員の推薦、総会への代表派遣に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
	化学委員会物理化学・生物物理化学分科会	1. 一般物理化学及び生物にかかわる物理化学の諸問題 2. 上記の専門分野を発展させる研究体制や教育プログラムに係る審議に関すること	25名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
	化学委員会無機化学分科会	1. 無機化学研究の推進と分野の活性化 2. 無機化学に関わる諸問題に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日

	(新規設置)
化学委員会	(新規設置)
	(新規設置)
	(新規設置)
	(新規設置)

化学委員会有機化学分科会	有機化学に関連する諸事項に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
化学委員会高分子化学分科会	1. 高分子化学の未踏分野・未解決課題の分析と提起 2. 国際的な研究交流の推進 3. 次世代高分子化学を担う人材育成に係る審議に関すること	25名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
化学委員会材料化学分科会	1. 材料化学研究の現状 2. 材料化学研究の将来展望 3. 材料化学と社会 4. 機能材料化学の今後 5. グローバルな視点からの材料化学研究に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
化学委員会分析化学分科会	1. 分析化学研究の推進と分野の活性化 2. 分析化学に関わる諸問題に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
物理学委員会・化学委員会合同結晶学分科会	1. 国内外の結晶学研究の現状と展開 2. 関連大型施設の効果的な利用 3. 関連学協会との連携に係る審議に関すること	30名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
化学委員会生体関連化学分科会	1. 化学全般に関する問題 2. 上記の専門分野を発展させる研究体制や教育プログラムに係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日
化学委員会・総合工学委員会・材料工学委員会合同触媒化学・化学工学分科会	1. 地球環境保全と産業イノベーションを両立させる化学技術の在り方、システム構築と産官学連携の役割 2. 社会Vision創成と技術の社会実装との連動 3. AI、IoTと化学技術の融合に係る審議に関すること	30名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日

(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)
(新規設置)

	化学委員会化学分野の参照基準検討分科会	化学分野の参照基準に係る審議に関すること	12名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日		(新規設置)			
総合工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	総合工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	物理学委員会・総合工学委員会合同IUPAP分科会	物理学委員会に記載	物理学委員会に記載	物理学委員会に記載		(新規設置)			
	化学委員会・総合工学委員会・材料工学委員会合同触媒化学・化学工学分科会	化学委員会に記載	化学委員会に記載	化学委員会に記載		(新規設置)			
土木工学・建築学委員会	土木工学・建築学委員会企画分科会	土木工学・建築学委員会の企画に関すること	25名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日	土木工学・建築学委員会	(新規設置)			
	土木工学・建築学委員会IRDR分科会	1. IRDR科学委員会との密接な連携により、わが国のIRDRに関する学術の振興を図ること 2. 種々の災害事象を題材として推進される研究活動のレビューを国際的な観点から行い、我が国のIRDR研究のvisibilityを高める方策を検討すること 3. SFDRR、SDGs、パリ協定に関する国際的動向をモニターし、防災関連分野において日本学術会議からの貢献の方策を審議することに係る審議に関すること	30名以内の会員又は連携会員	平成29年10月30日～平成32年9月30日		(新規設置)			
材料工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	材料工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	化学委員会・総合工学委員会・材料工学委員会合同触媒化学・化学工学分科会	化学委員会に記載	化学委員会に記載	化学委員会に記載		(新規設置)			

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

言語・文学委員会分科会の設置について

分科会等名：古典文化と言語分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	言語・文学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>言語・文学委員会の設定した課題「日本語の将来への提言」のための作業部会として、「古典」をどのようなものとしてとらえ、教育してゆくべきかを検討する。</p> <p>現在日本語が直面しているかつてない急速な変質の中で、日本語のスタンダードをどのように設定するかということは緊急の課題である。日本の伝統のみならず、西洋諸言語と文化、ギリシア・ローマ古典文化、中国の古典文化など、幅広い領域を専門とする会員、連携会員の協力のもとに、固有の文化的伝統とその言語との関係を整理し、一般的な問題点を浮かび上がらせたうえで、現在の我が国の国語教育をも視野におき、日本語のクラシックとしての「古典」とは何かという問題を審議する。</p>
4	審議事項	日本の「古典」の構築のための方法論・理論に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

言語・文学委員会分科会の設置について

分科会等名：文化の邂逅と言語分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	言語・文学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>言語・文学委員会の設定した課題「日本語の将来への提言」のための作業部会として、複数の文化の接触がもたらす言語変化とスタンダードの問題を検討する。</p> <p>現在の日本は急速なグローバル化の波の中で、外国からの文化、経済、政治をはじめとする多分野の情報の流入のみならず、海外からの移民の増加や日本人の海外ビジネスへの進出など、「国語」の境界が絶えず揺れ動く状況にある。現在、あるいは過去の諸外国の類似の状況に照らして、このような状況にある「国語」ないし「日本語」の問題を検討した上で、今緊急に必要とされる対策を審議することを目的としている。</p>
4	審議事項	異文化接触にともなう言語の変化と、現在の日本の言語のあり方に関する事
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

言語・文学委員会分科会の設置について

分科会等名：科学と日本語分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	言語・文学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>言語・文学委員会の設定した課題「日本語の将来への提言」のための作業部会として、科学の発展に伴う日本語の環境の変化と、それが引き起こす諸問題についての検討を行う。</p> <p>情報技術の急速な発展は、かつて経験したことがないような様々な変化を日本語にもたらしている。例えば、コンピュータの普及に伴う日本語の表記方法の根本的転換、携帯電話、スマートフォン、ソーシャルネットワーキングサービス等の普及に伴う日本語の変質が急速に進みつつある。</p> <p>それと並行して、日常語としての各地の言語・方言(手話を含む)が衰退し、日本における言語の多様性が急速に失われつつある。</p> <p>このような状況の中で、日本語がどのように変わっていかうとしているのかを分析し、可能な対策を審議することを目的としている。また、テキスト・音声・画像・動画等の認識に関する科学技術が進歩する中で、多様な日本語資料をどのように整備するのかについても審議する。</p>
4	審議事項	科学の発展がもたらす日本語の変化の解析と、その変化に対する可能な対策に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

言語・文学委員会分科会の設置について

分科会等名：人文学の国際化と日本語分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	言語・文学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>言語・文学委員会の設定した課題「日本語の将来への提言」のための作業部会として、科学の発展に伴う日本語の環境の変化と、それが引き起こす諸問題についての検討を行う。</p> <p>我が国の人文学研究がそれぞれの分野の発展に向けて意義ある成果をあげてきたことは言を俟たない。しかしながら、現在の国際化の時代においても、各分野の研究内容が国際的に共有化されるための取組は決して十分とはいえないと考えられる。</p> <p>このような状況のなかで、日本語の将来という視点を見据えたうえで、人文学の国際化の問題について種々の観点から審議することをこの分科会の目的とする。</p>
4	審議事項	我が国の人文学の国際化と日本語の将来についての審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

哲学委員会委員会分科会の設置について

分科会等名：古典精神と未来社会分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	哲学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	近代社会は科学技術の発展に先導されて生活に利便をもたらし、人類の普遍的な価値とされるものが世界で共有されるに至った。しかし、一方で諸文明における古典的価値や伝統的規範体系を解体し、人間どうしや他の生物、環境との共生にさまざまな困難をもたらしている。持続可能な人類社会の存立にとっては安定的な精神基盤の再構築が必須であり、伝統知の集積(宗教聖典を含む広義の古典)に対して、時代に即応した新たな解釈を絶えず紡ぎ出す「古典精神」を涵養し、その未来社会的意義を見直すことが急務となっている。この課題をめぐって広義の哲学諸分野を代表する研究者が討議を重ね、一般社会への提言を図るため、この分科会を設置する。
4	審議事項	我が国がかかえる今日的課題のなかで、特に青少年教育や政策立案に伝統知を活かす方策の審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月4日～平成30年3月31日
6	備考	※委員の構成の変更 (所属希望者が多数だったため、委員の構成を変更する必要があるため)

哲学委員会分科会の設置について

分科会等名： 哲学・倫理・宗教教育分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	哲学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	社会教育を含めた教育全般における哲学・倫理・宗教教育の意義とその具体的あり方について検討することを、設置の目的とする。たとえば、中等教育における、哲学的に思索する力の育成、生活と行動を自ら律することのできる力の育成、宗教的な情操の涵養について、哲学・倫理学・宗教学の立場から論議し、よりよい教育の仕方を多面的に検討する。また、大学における教養教育を哲学・倫理・宗教教育の観点から再検討する。従来の教養教育の内容や方法について反省し、その意義を考察するとともに、必要ならば再構築を企てる。さらに、公教育における宗教教育のあり方について検討する。
4	審議事項	1. 哲学・倫理・宗教教育の現状 2. 哲学・倫理・宗教教育の意義と方法 に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月4日～平成30年3月31日
6	備考	※委員の構成の変更 (所属希望者が多数だったため、委員の構成を変更する必要があるため)

心理学・教育学委員会分科会の設置について

分科会等名：心の先端研究と心理学専門教育分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	心理学・教育学委員会
2	委員の構成	30名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	21世紀の人間研究において、人間精神(心)の科学的解明をめざす心理科学と脳神経科学の役割が、ますます重要性を増している。本分科会では、心の先端的な科学研究をどのように推進すべきか、また、大学院レベルの心理学専門教育をどのように高度化したらよいかに関する提言をまとめる。国際競争力のある心理学の先端研究を推し進める研究組織と専門教育体制について幅広く議論する。
4	審議事項	1. 心の先端的な科学研究を前進させる施策の検討 2. 研究拠点校を結ぶネットワークの構築と心理科学の国際的研究拠点構想について 3. 心の科学的実証的な研究に必要な先端技術の教育方法と若手研究者養成プログラムの検討 に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

心理学・教育学委員会分科会の設置について

分科会等名：実験社会科学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	心理学・教育学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	近年の社会科学では、実験がさまざまな分野を通底する共通の方法論として注目を集めている。心理学において実験は長い歴史をもつが、経済学や政治学における実験手法の普及は、方法レベルでの共有を出発点として、協力、信頼、共感、公正といった心理学とほかの社会科学が共有するコアの問題群を軸に、分野の壁を越えた共通の概念枠組みの必要性を浮かび上がらせている。本分科会ではこうした共通の概念枠組みを探る目的で、心理学とほかの社会科学の連携をはかる。本分科会は、今日的な問題の解決・改善に資する方向で、実験を中心とする実証的研究者と規範理論を中心とする研究者をつなぐ学際的なプラットフォームを作る。
4	審議事項	実証と規範に共通する概念枠組みを形成し、格差や公正などの問題群に対するアプローチについての審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

心理学・教育学委員会分科会の設置について

分科会等名：教育学分野の参照基準検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	心理学・教育学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」は現在28分野で公表されているが、教育学分野についてはまだ作成作業が始まっていない。</p> <p>教育学分野の大学・学部には教育学研究を目的とするものと教員養成を目的とするものがあり、教育学分野の参照基準の作成には独特の困難さがつきまとう。一方で、教員養成についてはすでに文部科学省によって「教職課程コアカリキュラム」が作成されるなどの動きもある。</p> <p>このような現状に鑑みて、本分科会は、教育学分野の参照基準について検討し、参照基準を作成すること（もしくは、少なくとも教育学分野の参照基準についての意見をまとめること）を設置目的とする。</p>
	審議事項	<p>1. 参照基準の教育課程編成における有効性</p> <p>2. コアカリキュラムと参照基準の関係</p> <p>3. 教育学分野の参照基準の内容</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

心理学・教育学委員会分科会の設置について

分科会等名：排除・包摂と教育分科会 _____

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	心理学・教育学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員・連携会員
3	設置目的	前期(23期)では、「公正原理を重視する公教育システムの再構築」分科会において、主として当該テーマにかかわる原理的検討を行ってきた。今期は、歩みを進めて、格差・貧困問題や種々の社会的弱者への差別問題に由来する、教育の場における社会的排除の諸課題に具体的に切り込んでいきたい。その上で、公教育が果たしうる社会的包摂機能に関して、包括的な視点から理論的・実践的な提言をまとめたい。
4	審議事項	日本の教育システムがもつ社会的排除機能の課題を整理し、社会的包摂機能増進のための方途の検討に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

社会学委員会分科会の設置について

分科会等名：社会学分科会 _____

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	社会学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	社会福祉学分科会では、社会福祉が直面している新しい課題への対応を検討することを目的としている。具体的には、雇用の流動化や家族の多様化など、社会的紐帯が弱い人に対する支援が十分になされていない現状に対して、法制度や支援体制をどのように構築するのかを検討する。
4	審議事項	社会的紐帯が弱い人に対する支援体制についての審議に関する事
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

社会学委員会・経済学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：包摂的社会政策に関する多角的検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○社会学委員会 経済学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	本分科会は、ポスト工業化社会が直面する新しい社会問題の社会科学的な分析と、それらの解決に向けた包摂的社会政策を構想することを目的としている。特に社会的包摂に関連する概念や、それを掲げた政策が未整理のまま使用されており、理論的に整理することを行う予定である。
4	審議事項	社会的包摂に関連する概念や政策の審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

社会学委員会分科会の設置について

分科会等名：社会統計調査アーカイヴ分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	社会学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	本分科会は、前期分科会の提言「社会調査をめぐる環境変化と問題解決に向けて」を踏まえて、社会調査をめぐる環境改善、社会調査の質の保証、パソコン・タブレットを用いた新しい調査方法の可能性、社会調査教育の在り方、公的統計データの公開及び活用、国民の社会調査に対する理解と認識の向上、社会統計調査アーカイヴの充実等の検討を行う。そしてこれらの検討を踏まえて、質の高い社会調査を実施できる環境整備と調査データの有効活用のための方策を審議する。
4	審議事項	質の高い社会調査を実施できる環境整備と調査データの有効活用のための方策の審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

社会学委員会分科会の設置について

分科会等名：ジェンダー政策分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	社会学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	本分科会は、社会学、法学、経済学、政治学、歴史学、文学など人文社会科学を横断したジェンダー研究の視座から、国際的な動向も視野に入れつつ、主として日本のジェンダー政策の現状を考察することを目的とする。その上で、今後の日本社会におけるジェンダー政策の方向性について実践的な発信を行うこととする。
4	審議事項	1. 日本におけるジェンダー政策について国際比較も含めての検討 2. ジェンダー政策をめぐる政策評価についての調査研究を進め、提言を作成すること に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

社会学委員会分科会の設置について

分科会等名：東日本大震災後の社会的モニタリングと復興の課題検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	社会学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>東日本大震災は、被害者に対する補償および被災地の復興に関して諸課題をつきつけるとともに、近代日本社会のありようをさまざまな形で示すものとなっている。</p> <p>第22期提言「東日本大震災からの復興政策の改善についての提言」(2014年9月)は、復興政策の改善のため、実施政策がどのような効果をあげ、いかなる帰結や問題点を生み出したかについて、大局的な社会的モニタリングを実施する必要があることを指摘した。第23期の「東日本大震災の被害・影響構造と日本社会の再生の道を探る分科会」では、この点を踏まえ、復興政策を検証する作業を行い、報告を公表した。</p> <p>復興政策の進行とともに、避難者・被災地域の現実と政策の間には新たな乖離が生まれている。終わらない「被災の時間」を直視する政策・制度をいかに構想していくか。引き続き社会的モニタリングの作業を、責任をもって継続していく必要がある。震災からの再建の過程には幅広い学術分野の叡智を結集して立ち向かわねばならないが、この間、社会学は持続的な研究・調査を通じて重要な役割を果たしてきた。現代社会学の喫緊の理論的課題としても、大震災を再審することが強くもとめられている。本分科会は、長期的な視点から、震災後における社会学の課題を検討しつつ、復興知の構築を含めた、復興の課題を検討することをめざす。</p>
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大震災の被害・影響の社会的構造と特質について 2. 復興政策の検証とその見直し・刷新について 3. 震災被害からの復興と生活再建・地域再生について 4. 震災の経験を踏まえた社会学の課題についてに係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

史学委員会分科会の設置について

分科会等名：IUHPST分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	史学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	国際科学史技術史・科学基礎論連合(IUHPST/DHST、および、IUHPST/DLMPST)に加盟し、日本の当該関連学協会と連携しながら、同国際組織の大会に代表を派遣し、その運営に協力すると共に、日本の当該関連学協会と連携して日本の科学史・技術史及び科学基礎論の研究成果を国際的に普及し、また前述の国際組織に加盟する海外の研究者と交流を深め、国際的レベルにおいて科学史・技術史及び科学基礎論の学術的発展に努めること、および、国内での当該分野における研究と教育の振興を目的とする。
4	審議事項	1. 国際科学史・科学基礎論連合(IUHPST)への対応 2. 当該関連の国内研究教育振興に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

史学委員会分科会の設置について

分科会等名：博物館・美術館等の組織運営に関する分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	史学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>博物館・美術館等(博物館相当施設、類似施設を含む)は社会教育上の機能を担う文化施設として、地域に即した柔軟なサービスを提供するとともに、学術・芸術資料という自然・文化に係わる人類共通の遺産を収集・保管・展示し、調査研究、教育普及活動等を通して未来へと確実に継承する方法を考案・開発する使命を帯びている。その運営は単に経営の効率化の観点からでは行なうことのできない点が多い。また、収蔵品の展示の仕方についても 利用者の視点にたって研究する必要がある。</p> <p>経営的な観点が優先されて、これらの問題が軽視されることのないような組織運営のありかたを研究し、博物館の健全な発展に寄与するために、本分科会を設置したい。</p>
4	審議事項	<p>1. 学芸員制度の見直しおよび博物館法の改正へむけて、学協会と合同で実施するシンポジウムを踏まえ、前期の提言をさらに深める検討</p> <p>2. 美術館の財政面の諸問題、および博物館・美術館の社会における有用性などについての検討</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

史学委員会分科会の設置について

分科会等名：科学・技術の歴史的理論的社会的検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	史学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	科学や技術の発展の社会的意義は、ますます大きなものになっており、それと同時に科学・技術の発展の仕方や社会との連関の諸問題を扱う学問領域としての科学史、技術史、科学基礎論といった分野の急速な充実と発展が求められている。本分科会の目的は、諸自然科学と諸文系科学との境界領域問題をはじめ、社会と科学・技術の間の問題、科学・技術の社会内における発展の仕方の問題等を歴史的に分析し、また現代社会における科学・技術のあり方の諸問題を究明するために、諸科学分野と連携して、可能な対策を審議することを目的とする。
4	審議事項	科学・技術の社会における展開とその諸問題を歴史的理論的に解析し、必要な対策等の諸問題を審議すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

言語・文学委員会・哲学委員会・史学委員会・
地域研究委員会合同分科会の設置について

分科会等名：アジア研究・対アジア関係に関する分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○史学委員会 言語・文学委員会 哲学委員会 地域研究委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	わが国におけるこれまでのアジア研究の蓄積を継承すると共に、これをさらに深化・発展させ、国際的発信、アジア諸国の研究者との交流、域内における対話・相互理解の促進につなげる方途をも検討していく。 諸地域間の交流・一体化の傾向が進む昨今、世界のさまざまな文化・思想・歴史経験に対する理解を深め、対話を促進することが必要となっているが、わが国が今後の世界における自らの位置を見定め、平和な文化国家としての未来を築いていく上で、アジア諸国との相互理解はとりわけ重要である。アジアの社会・文化に関する学問研究、わが国とアジア諸国が辿ってきた歴史(戦争や植民地支配を含む)をめぐる真摯で客観的な認識は、こうした相互理解、対話や和解の礎となるものであり、持続的努力を行なっていきたい。また、このような問題意識を踏まえた上での、新しい「アジア学」の可能性、アジアとわが国との新たな関係性のあり方を探っていく。
4	審議事項	アジア研究の深化・充実と対アジア関係の発展をめぐる諸課題の検討、必要な対策等の審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

史学委員会分科会の設置について

分科会等名：文化財の保護と活用に関する分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	史学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	文化財は、人々の長い営みの中で生まれ、各地で今日まで伝えられてきた国民共有の文化的な財産である。人口減少に向かい、コミュニティの姿が大きく変わろうとしている 21世紀の日本社会において、各地の文化財は、地域住民の心のよりどころとして大きな役割が期待されている。一方で、近年、観光利用を通じた文化財の経済的ポテンシャルをより重視する性急な動きが顕在化しつつある。文化財の未来への確実な継承のために、その保護と活用のあるべき姿を検討・提示することを目的として、本分科会を設置する。
4	審議事項	文化財の未来への確実な継承を実現するために、その保護と活用のあり方についての審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

史学委員会分科会の設置について

分科会等名：歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	史学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>現在も恒常的に発生し続けている文書(記録)は、公文書・私文書を問わず将来の歴史資料となる。その何を残し、何を廃棄するかを選別し、これらを保存・管理・公開する任務を担う人材をアーキビストといい、こうした仕組みをアーカイブズ制度という。この制度が歴史研究にとって重要な意味をもつことは言を俟たないが、我が国のアーカイブズ制度は国際的に最も後発で、整備が遅れており、社会的認識も十分ではない。</p> <p>そこで、本分科会では、(1)すでに歴史資料として認識されている古文書などの保存・管理・公開の問題点を十分に検討するとともに、これとあわせて(2)将来の歴史資料となる現用文書も含めた保存・管理・公開に関して、いま何が問題となっているのか、を検討していきたい。くわえて、(3)日本学術会議自体のアーカイブズについても、整理し、その保存・管理・公開に向けて提言をしたい。</p>
4	審議事項	<p>1. 被災文書の復旧とその後の復興について</p> <p>2. アーカイブズ制度の改善に向けて</p> <p>3. 日本学術会議アーカイブズの構築とその保存・管理・公開について</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

地域研究委員会・環境学委員会・地球惑星科学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：地球環境変化の人的側面（HD）分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○地域研究委員会 環境学委員会 地球惑星科学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	本分科会はICSUとISSCの傘下の国際研究計画IHDP((地球環境変化の人的側面研究計画)の日本における拠点として地球環境変化の人的側面(HD)に関する多様な課題に対処し、国内の関連学会・研究者が世界の持続性科学の振興と人類社会への貢献に寄与するのを支援するために設置された。その後IHDPを含む地球環境研究の国際的枠組はFuture Earthの下で再編成され、IHDP傘下にあったコアプロジェクトの多くはミッションを再定義し、研究の発展的継続に取り組んでいる。当分科会は23期途中でIHDPをHD(Human Dimensions)に変え、「地球環境変化の人的側面(HD)分科会」と改名し、引き続きそれらの活動を支援している。Future Earthでは従前以上に人文社会科学分野からの研究が強化される方向にあり、HD的な研究は益々重要性を増している。より多くの人文社会科学者を含む広範な領域の研究者と連携しつつ、Future EarthおよびSDGs(国連の持続可能な開発目標)に対応した学際的・超学際的地球環境研究・教育の推進と社会貢献の諸課題に取り組みたい。
4	審議事項	1. 地球環境変化の人的側面(HD)に関する研究・教育の深化、振興、普及および社会貢献(提言の取りまとめ等) 2. Future EarthおよびSDGsにおけるHD的研究の推進と強化(シンポジウムの開催等) 3. 関連する委員会やプロジェクト等との連携・調整に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

地域研究委員会分科会の設置について

分科会等名：地域研究基盤強化分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	地域研究委員会
2	委員の構成	30名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	昨今の世界は大きな転換期を迎えており、既存のイメージにとらわれない新たな世界や地域に関する認識枠組とそれを可能にする知的システムの構築が切実に求められている。現在、日本の研究・教育機関では、大型科学研究費などの助成を受け様々な国や地域に関する地域研究(area studies)が活発に行われているが、解決すべき課題はなお少なくない。そこで、本分科会では地域研究に関わる研究・教育機関の活動実態を調査し、その基盤強化に関する提言をまとめることを目的とする。その際、多様な対象を持つ地域研究が共有する方法論や認識枠組みを明確にし、国や地域を超えた対話と学際的連携とを可能にする方策ならびに次世代研究者の育成についての検討を進める。また、地域研究に関わる国際組織に関する情報を収集し、連携の方策も検討する。
4	審議事項	地域研究に関する研究・教育機関の発展方策及び国際連携のあり方に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

地域研究委員会分科会の設置について

分科会等名：地域情報分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	地域研究委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	地域情報の交流を通して異文化相互理解を進めることは、世界的な諸現象の相互理解を深め、平和的な国際社会の構築には欠かすことができない。その為、地域情報を的確に収集・管理・分析・総合・発信していく持続的仕組みが不可欠である。現在、地域研究分野などで地域情報のデータベース化やポータルサイトの試みが部分的に行われているが、相互連携が不十分で有効な機能を果たしているとは言い難い。そこで本分科会では、国内の学協会・関連機関による地域情報の連携、国際的な地域情報の連携、客観的な地域情報の発信などを行う持続的仕組や相互運営方法を検討し、国際理解に資するような社会的提言を行うことを目的とする。
4	審議事項	国内外の多様な地域情報の分析に基づく社会に向けた適切な情報発信のあり方などに係る審議に関する事
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

地域研究委員会分科会の設置について

分科会等名：人文・経済地理学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	地域研究委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	地域研究には、特定の地域の焦点をあて、歴史・政治・経済・文化などの諸分野を深く研究する地誌学的視点と、これらの分野に関する多様なトピックを、地域間比較を通じて研究する系統地理学的視点がある。本分科会は、主に後者の視点から、グローバル化や人口減少が進展している現代日本における人文・経済地理学的な諸課題を、地域間の比較作業を通じ俯瞰的に検討する。さらに、大都市圏、地方圏、少子高齢化、産業・経済、生活・文化などに関する様々な諸課題を洗い出し、その解決策を提言することを目標とする。
4	審議事項	1. 地域が抱えるさまざまな課題への解決策 2. 今後の国土政策のあり方に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

地域研究委員会分科会の設置について

分科会等名：文化人類学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	地域研究委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	異文化に接して人は初めて文化の存在を感じるようになる。今日のグローバル化の進展する世界にあって、文化はますます日常的に人々の意識に上るようになってきているといえるだろう。人類学はこれまで発展途上国や先住民の文化、また先進国においてもさまざまなエスニック・コミュニティの文化の問題を研究してきた。そのプロセスの中で文化の役割や意義を学術の世界に根付かせるのに人類学は大きな貢献をしてきたといえよう。この学問的知見をさらに社会貢献に結びつけることを試みる意味で、少数者のアイデンティティ、異文化理解教育、多文化共生社会の進展、文化財保護などの文化政策、など、今日の文化の問題を検討して、社会に提言することを目的とする。
4	審議事項	高等学校社会科新科目への文化人類学からの貢献に係る審議に関する事
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

地域研究委員会分科会の設置について

分科会等名：多文化共生分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	地域研究委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	海外で暮らす日本人が増加するとともに、国内で暮らす外国人は急激に増加している。日本の多文化共生は日本社会の今後の課題として重要なものとなってきている。外国人看護師・介護士の受け入れ等が始まり、少子高齢化のなか、外国人労働者のさらなる導入も今後とも続くことは確実である。年々、留学生も増加している。それに伴って、日本で育つ外国籍の子供たちは増加し、問題も多様化している。また、アイヌ民族を先住民族の処遇も重要な問題である。日本がさらに多文化化の方向に向かっていることは間違いない。この分科会では、国内外での調査研究に基づき、多文化共生政策に利する提言を行うことを目的とする。
4	審議事項	義務教育以降の外国籍生徒の教育に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

地域研究委員会分科会の設置について

分科会等名：地域学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	地域研究委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	社会のグローバル化が進むほどに、むしろローカルな地域資源のもつ重要性が高まっている。地域学は、地域の文化や歴史、産業、自然環境などを地域資源と考え、地域の環境保全と振興の調和のもとに、住民の視点から生活の質的向上と安全安心な地域の実現を実証的に研究する複合分野であり、地方創生時代の要請により急速に発展しつつある。本分科会では、地域学に関係する地理学、文化人類学、民俗学、観光学、地域経済学、地域行政学、地域社会学等の研究者と、グローバル時代における地域およびその振興策のあり方、さらに個々の地域の実情を深く理解したキーパーソンの育成の仕組み等について審議を重ね、地域学の視点から提言する。
4	審議事項	1. 地域およびその振興策のあり方 2. 地域の実情を深く理解した人材の育成等に向けた課題に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

法学委員会分科会の設置について

分科会名：「グローバル化と法」分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	30名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	我が国も他の主要国同様に、グローバル化を推進してその成果を享受するため、またグローバル化の負の側面にも対処するため、各種の条約及び国内法の整備を進めてきている。貿易や投資の自由化及びタックス・ヘイブンや各種の国際犯罪への対処のための諸条約及びそれらを履行するための国内法の制定等は、その典型であり、各分野でどのような国際ルール及び国内法を構築するかは大きな課題である。とりわけ、日本法の真の国際化をどうすすめるか、そのための環境整備(法学のあり方を含む)はどうあるべきかについて、明確かつ具体的な指針を示すことは、我が国の法学徒の重要な任務である。また、グローバル化の負の側面についても、その内容を正確に把握した上で、法的な対応のあり方について検討することが重要である。さらに法学分野での重要な国際貢献である法整備支援のあり方についても検討する。
4	審議事項	グローバル化が一層進行する将来における日本法及び日本の法学のあり方並びにそのために必要な施策に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：生殖補助医療と法分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>この分科会は、生殖補助医療の在り方検討委員会(第20期の課題別委員会)を受けて、常設分科会として継続的に設置されてきたものである。</p> <p>生殖補助医療の問題は学術会議全体で取り込まれるべき問題であるが、本分科会は、法律的観点から生殖補助医療の諸問題を検討する。しかし問題の性質に鑑み、法学以外の分野からの参加もエンカレッジしたい。</p> <p>日本ではまだ生殖補助医療に関する立法がなく、法的強制力のない産科婦人科学会の会告で秩序が維持されているが、その限界が問題となっている。議論の対立する多くの課題があるが、立法に向けて研究を進めたい。</p>
4	審議事項	提供生殖子による出生児の親子関係、出自を知る権利、代理懐胎、凍結精子による死後受精、出生前診断、着床前診断など、生殖補助医療をめぐる法的諸問題に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：ジェンダー法分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	ジェンダー法学会等を中心とした活動により、法学分野の諸課題のジェンダー視点による再検討が進められてきたが、なお、課題は多い。とくに、ジェンダー法研究者の育成やジェンダー法学教育のあり方については、いっそうの検討が必要とされている。日本学術会議では、第一部を中心に領域横断的な「ジェンダー研究分科会」(仮称)の設置が予定されており、それと連携して活動するためにも、ジェンダー法分科会を設置して法学の観点からこの問題を検討していくことが必要である。
4	審議事項	1. ジェンダー法学教育・ジェンダー法研究者育成の課題 2. ジェンダー法研究方法論の検討 3. 学術分野とジェンダーに係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：IT社会と法分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>社会のIT化は、現代の大きな社会変革の要素である。例えば、インターネットや電子メールの普及は、遠隔地における容易なコミュニケーションを可能にし、経済の急速なグローバル化を推進している。また、政治の領域でも、電子投票や政党によるインターネットの活用が積極的になされている。しかし反面、データベースや監視カメラなどの管理技術が発達し、政府や企業によるプライバシーの侵害等の問題も表面化している。また、個人による匿名情報の流出が社会問題となっている。このようなIT社会に対する法の対応は、一方では、取引の電子化等の先端的な動向への積極的な問題に対するものがある。また、他方では、個人情報保護や電子商取引における消費者問題等、市民の日常生活の保護に対する対応も必要である。</p> <p>IT社会において、法は、何をなすことができるのか、また何をなさなければならないのかを総合的に検討する必要に迫られている。そのためには、いわゆる立法や法解釈の研究の世界にとどまることなく、技術系の学問分野との協働による先端的な制度の研究を行い、また、社会学や政治学の分野との協働による市民意識等の研究を行う必要がある。このような、異分野との交流・協働を行いうるのは、学術会議の場ならではと思われる。</p>
4	審議事項	IT社会を適切に根付かせるために、法がなすべき役割に係る審議に関する事
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「学術と法」分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>日本学術会議は、2010年8月の勧告において、科学技術基本法における「科学技術」の用語を「科学・技術」に改めるとともに、「人文科学のみに係るものを除く」という規定を削除して、人文・社会科学を含む「科学・技術」全体の長期的・総合的な政策確立の方針を明確にすることを求めた。</p> <p>これにも関連し、日本の学術は、今日、学術の成果・知見の政策への反映のあり方、研究の質の評価基準・手続、大学その他の研究組織のガバナンス、軍事と学術の関係、研究者養成のあり方等の重要な課題にも直面している。</p> <p>これらの課題には、法学委員会を超えた日本学術会議全体の課題も多く含まれるが、しかし、法学は、これらの課題をめぐる法制度の審議・検討を通じて独自の貢献をなしうると考える。本分科会では、上記の諸課題を中心に、今後の日本の学術法制のあり方を審議・検討することを目的とする。</p>
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人文・社会科学を含む学術の振興 2. 学術の成果・知見の政策への反映のあり方 3. 研究の質の評価基準・手続 4. 大学その他の研究組織のガバナンス 5. 軍事と学術の関係 6. 法科大学院制度および法学研究者養成のあり方 7. 上記の課題に関する今後の日本の法制のあり方に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>LGBTI (性的マイノリティ) の権利保障は、国際社会でも重要な課題の1つである。しかし、日本では法的対応が遅れており、社会的差別が存在する。本分科会では、現状調査と国際比較調査を通して、LGBTIの権利保障のあり方について審議する。審議結果はシンポジウム及び提言の形で公表することをめざす。さまざまな側面から課題を検討するためにも、法学分野以外からも、医学・心理学・教育学・社会学などの分野から広く会員・連携会員の参加をいただきたい。審議の課題はおもに以下の3点とするが、審議の進行にあわせて、さらなる課題もあわせて検討する場合がある。</p> <p>(1) 第23期に出した提言のフォローアップ</p> <p>(2) 教育現場におけるLGBTIの生徒・学生に対する対応についての現状調査・国際比較・対応指針案の検討・作成：教育現場では、LGBTIの子どもたちに対するいじめや偏見への対応に混乱が見られる。このような事態を改善するためにも実態を把握し、緊急に何らかの統一的指針が示される必要がある。</p> <p>(3) LGBTIに対する社会的差別の解消と権利保障に向けての法的課題の検討：LGBTIに対する蔑称の根絶、就職・集団所属における差別の撤廃に向けた課題の検討、ダイバーシティ推進の一環としてLGBTIの権利保障をはかる企業等の事例検討、同性カップルの生活共同体の権利保障についてなど。</p>
4	審議事項	<p>1. 第23期に出した提言のフォローアップ</p> <p>2. 各種調査・ヒアリング</p> <p>3. 国際比較</p> <p>4. 政策提言の作成</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
	備考	※新規設置

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「市民性」涵養のための法学教育システム構築分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>グローバルな男女共同参画社会に生きる「能動的な世界市民」を育成するには、「市民性(シティズンシップ)」の涵養が欠かせない。「市民性」の基礎となるべき「新しい教養(市民教養)」には、①ジェンダー平等、②承認と包摂(多文化共生)、③持続可能社会などが含まれる。これらの問題に関する知見をふまえた法的リテラシーの向上は、広義の法学教育に共有されるべき課題と言えよう。</p> <p>広義の法学教育には、(a)一般的・基礎的な「法教育/法学教育」(中学・高校の公民教育、大学教養教育、市民のための生涯教育)、(b)法学部・法学研究科・法科大学院における専門教育としての「法学(専門)教育」、(c)法律専門職に対する「法曹継続教育」の三種がある。これまで学術会議では、法学専門教育や教養教育、高校教育の課題が論じられてきた。「分野別質保証のための参照基準(法学)」でも、法学専門教育と教養法学・市民の法教育を連動させる必要性が指摘されている。「市民性」涵養教育は、法学専門教育や法曹継続教育においては「高度教養教育」という位置づけになる。本分科会では、これらの議論をふまえて、上記三種の法学教育を統合する概念として、ひとまず「法学教育システム」(広義の法学教育)を想定し、「市民性」涵養という共通課題に即した一貫的・体系的な法学教育システムを構築するための課題について検討・審議したい。</p> <p>分科会では、実定法学・基礎法学・ジェンダー法学・法実務分野で協力しながら教育の各段階における法学教育内容を見直し、新しい方法論を開発することをめざす。幅広い審議とするためにも、教育学・政治学分野の会員・連携会員にもぜひ参加協力をお願いしたい。審議結果については、公開シンポジウム及び提言の形で公表することをめざす。</p>
4	審議事項	<p>1. 「市民性教育」として法学教育システムを構築するための課題・条件等</p> <p>2. 国際比較調査等に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：大規模災害と法分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員及び連携会員
3	設置目的	<p>近年、東日本大震災、御嶽山の噴火、熊本大震災等が立て続けに発生した。また、近い将来、富士山噴火の可能性も取り沙汰されており、首都直下地震、東海地震、東南海地震等の発生確率は、いずれも今後30年間で70%を超えると思われる。</p> <p>こうした中、大規模災害時に備えた法の整備は必ずしも十分ではない。東日本大震災後には、復興基本法をはじめとして関連法律が多数作られたが、いずれも当該災害に限ったの特例法であり、恒久的な法整備とはいえない。また、これまでの法の整備では、いずれも法的対応が後手後手に回っている。</p> <p>そこで、近い将来に考えうる大規模災害を想定して、現行の法制度を再点検し、所管省庁の枠を超えた、恒久的な大規模災害対策に関する法の姿を探ってみたい。とりわけ、災害が生じた後の復興に要する人的・物的負担をあらかじめ最小化するという観点にフォーカスをあてる。</p> <p>検討すべき範囲は、法分野の多くの領域にわたるほか、都市計画、建築土木、保険システム等の試験も総合する必要がある。そこで、第1部の会員及び連携会員のほか、第3部の会員及び連携会員にも、参加を呼びかける。</p> <p>最終的な本分科会の目的は、将来の大規模災害を想定した実効的かつ具体的な法のあり方を検討し、シンポジウムの開催等や意見の発出につなげることである。</p>
4	審議事項	<p>1. 行政法、民事実体法、民事手続法、保険法など</p> <p>2. 都市計画、土木建築、交通システムなど</p> <p>3. その他(参加者の関心に合わせて、適宜、追加的に問題を取り上げる)</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「セーフティ・ネットのあり方を考える」分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	12名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>第23期の活動をふまえて、本分科会では、「最低生活保障」のしくみとしての「セーフティ・ネット」のあり方について、さらに検討を加える。</p> <p>つまり、社会保障の基本理念を問い直すとともに、現行の法制度・政策について、家族形態や働き方が変化しているなかで、生活上のリスクに直面した場合の「最低生活保障」のしくみをどのように構築し直すべきか、という点について考察する。</p> <p>また、憲法25条にいう「健康で文化的な最低限度の生活」の質的側面などについても分析を加え、今後の新たな「セーフティ・ネット」構築の方向性について、比較法の視点も含めて検討する。</p> <p>そのため本分科会では、憲法、労働法、社会保障法など法学分野のほか、社会政策学、社会学、社会福祉学などの分野からも幅広く会員・連携会員の参加を呼びかけたい。</p> <p>さらに、本テーマについてより広く議論を行うために、本分科会の設置期間中に、一般市民を対象とする公開シンポジウムを開催することと、最終年には、本分科会の今期の活動の成果を「提言」または「報告」にまとめることを予定している。</p>
4	審議事項	<p>1. 不平等・格差社会の諸相</p> <p>2. 社会保障理念の変容</p> <p>3. 労働法と社会保障法の連携</p> <p>4. 生涯を通じた医療・介護保障のあり方</p> <p>5. 「ベーシック・インカム」論</p> <p>などに係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

政治学委員会分科会の設置について

分科会等名：政治思想・政治史分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	政治学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	政治学研究には、政治や社会が本来いかにあるべきかを考え、現実の政治や社会がめざす方向性を検討する視点がある。本分科会は、こうした視点に立った政治思想・政治史研究に基づく見解や主張を多角的に検討し、さまざまな課題を抱える現実の政治社会に対する提言を行なうことを目標としている。さらに本分科会では、高等研究機関のみならず、地域や社会における政治思想・政治史教育のあり方についても検討し、必要な提言を行なうことにしたい。
4	審議事項	1. 個人と社会のあるべき関係など政治現象に関する思想的課題 2. 高等教育機関及び地域・社会における政治思想・政治史教育のあり方に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

政治学委員会分科会の設置について

分科会等名：比較政治分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	政治学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	先進諸国においてデモクラシーの危機が指摘される一方で、今なお多くの国々で非民主的支配が続く現代世界において、民主体制および非民主体制それぞれが直面している政治、経済、社会問題をグローバルな視点から検討する。また、各国の民主主義を持続可能にし、経済成長と平等を実現するための様々な条件を政治制度、政党政治、利益政治に焦点を当てて検討する。これら21世紀の重要テーマに関して、シンポジウムの開催などを通じて、比較政治の視点から社会的貢献を試みる。
4	審議事項	1. 先進諸国における政治経済の危機をもたらした背景を探り、デモクラシーの持続を可能とするための諸条件を提示すること 2. 先進諸国および中進国における経済成長のスローダウンを打開しうる政治のあり方を示し、報告すること に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

政治学委員会分科会の設置について

分科会等名：行政学・地方自治分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	政治学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	行政学・地方自治の研究は、日常の市民生活に直接影響を及ぼす国・自治体の行政活動を対象とする。日本は、国と地方合わせて200兆円に及ぶ行政活動を行っているが、1,000兆円をはるかに超える公的債務残高を抱えている。簡素で効率的だが有効で応答的な行政システムが求められている。地方分権の推進をはじめ、省庁制度、府県制度、大都市制度、公務員制度等の望ましい制度面のあり方から、公共経営や政策決定のあり方など経営面の問題まで、多くの改革課題が横たわっている。そのため行政学・地方自治分科会を設置して、望ましい行政システムについての研究を進め、公開シンポジウムや必要な政策提言を行うことにしたい。
4	審議事項	1. 公開シンポジウム 2. 政府への提言・報告、記録等 3. その他 に係る審議に関する事
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

政治学委員会分科会の設置について

分科会等名：国際政治分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	政治学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	政治学研究には、国家や非政府主体（多国籍企業やNGOなど）の国境を越えた行動の実態を捉える視点がある。本分科会では、こうした視点にたち、国際関係に生起する対立や紛争を多角的に検討し、対立や紛争を一定のルールの枠組みの中に収めるための提言を行うことを目標としている。特に、環境改善や資源管理など、グローバルに解決すべき課題が増えている現在、国際的秩序の形成・維持をもたらすための提言を行うことは重要である。さらに、本分科会では、高等研究期間のみならず、地域や社会における国際政治の教育のあり方についても検討し、必要な提言を行うことにしたい。これらの目的により、本分科会を設置することにしたい。
4	審議事項	1. グローバルな対立や紛争といった国際政治的課題 2. 高等教育機関及び地域・社会における国際政治教育のあり方 に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

政治学委員会分科会の設置について

分科会等名：政治過程分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	政治学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	以下の二つである。 1. 22期に提言を出して以来、当分科会では一貫して若年層の投票率向上についてのシンポジウムを開催し、また23期においては高等学校での主権者教育も実施した。24期も引き続きこれら二つの活動を行っていきたい。 2. 議院内閣制のあり方やそれと連動する各国の選挙制度について、当分科会のもう一つの活動の柱として、シンポジウムなどを開催したい。
4	審議事項	1. 若年層の投票率向上のための方策 2. 議院内閣制の現状とそのあるべき姿に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

経済学委員会分科会の設置について

分科会等名： I E A分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	経済学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	I E A (International Economic Association) は経済学の分野において各国の代表的な経済学会をメンバーとする国際組織であって、第二次大戦後、一貫して経済学に関する国際的な共同研究と研究情報の交流機構として、重要な役割を果たしてきた。日本はその発端から参加しているが、Executive Committee Member としての継続的な貢献に加えて、会長として指導的な役割を果たしたこともある。活動の2本柱は3年に一度開催される世界大会と、随時に企画されて実行されてきた円卓会議であるが、その成果は経済学の標準的な参考文献として利用され、古典的な地位を確立した出版物も数多い。第19期の学術会議までは第3部(経済学)が日本の加盟組織となってきたが、第20期の改組によって、経済学委員会が加盟組織となることになった。ついては、日本の様々な経済学会との連携や、世界大会に関する組織的な協力や情報提供の中核となる組織として、経済学委員会 I E A 分科会を設置に至った。第23期からは、日本における経済学研究のハブとして、I E Aを含む国際学会等の活動を支援することとなった。
4	審議事項	1. I E A世界大会の支援 2. 円卓会議などの主催 3. 日本における経済学研究の国際発信の支援に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

経済学委員会分科会の設置について

分科会等名： I E H A分科会 _____

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	経済学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	日本の経済史学界と、世界各国の経済史学会の連合体である International Economic History Society (IEHA) との間の関係を行うとともに、日本と世界における経済史研究の発展に寄与し、その成果を社会に還元する。
4	審議事項	1. IEHAの運営、特に世界経済史会議の運営 2. 日本と世界における経済史研究の発展のための施策等に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

経済学委員会分科会の設置について

分科会等名：ワークライフバランス研究分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	経済委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	近年、少子高齢社会の重みが増している。現役人口が減少する中で、男女ともに労働生産性を高めつつ次世代育成を行える社会の実現が求められている。しかし仕事と家庭の両立はまだ容易とはいえない。改善される傾向にあるとはいえ、依然として男女賃金格差は諸外国と比べても特段に大きい。また非正規雇用者の割合も若年層、中高年女性などについて特に高く、正社員と比べた賃金格差は大きいままである。こうした中で、若い世代では家族形成が停滞している。今後加速する少子高齢化社会において、「高質な労働市場」を築き、生涯の生産性を高く確保しつつ次世代育成を可能とするには日本の労働慣行の在り方の改革が求められている。海外との比較分析や事例の検証等を通じ、労使による職場の見直し、夫婦関係や親子関係のゆくえ、政府や地方自治体の政策の在り方、さらには社会的保護の制度の在り方について検討し、今後の日本社会の在り方について提言していく。
4	審議事項	1. 個々の参加者による研究報告 2. シンポジウムの開催 3. 政策提言 に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

経済学委員会分科会の設置について

分科会等名：数量的経済・政策分析分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	経済学委員会
2	委員の構成	18名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	日本経済や世界経済の政策議論において、一般社会やマスコミでは、事実客観的データに基づかない主張が横行しているように見受けられる。こうした議論は結果的に人々の利益を損なう危険が大きい。事実に基づいた、所謂、エビデンス・ベース・ポリシー・メイキング (EBPM) を根付かせるためには、データを用いて科学的な根拠に裏づけされた方法で実証できる人材が必要である。そうした人材の育成および事実・データに基づく経済・政策の議論を世の中に浸透させていくことは、経済学委員会のひとつの重要な役割と考えられる。
4	審議事項	1. 応用計量経済分析者および手法開発者を対象としたチュートリアルセッション 2. 計量・統計理論のシンポジウム等の開催 3. 実際の実証分析を行う上で必要になる政府統計の利用環境の改善などに関する政策提言 に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

経済学委員会分科会の設置について

分科会等名：国際開発研究分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	経済学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	開発途上国には今なお深刻な貧困問題が残っている。その克服には持続的な産業化が不可欠である。そこで本分科会は、地域研究委員会・国際地域開発研究分科会(第20～23期)の活動を引き継ぎ、途上国の望ましい開発戦略について、経済学理論と実証研究に基づき議論する。とりわけ、2017年4月公表の提言「日本型の産業化支援戦略」で示された方向を実現し、途上国の開発戦略を支援する国際協力のあり方について、日本発の効果的な知的発信を行うための検討を進める。
4	審議事項	開発途上国の持続的な経済発展と貧困削減に向けて必要な開発戦略に係る審議に関する事
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

経済学委員会・環境学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：フューチャー・デザイン分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○経済学委員会 環境学委員会
2	委員の構成	12名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	地球システムは、産業革命以降の人類の活動の結果、過去一万年続いた安定状態(完新世)から、人類の生存基盤を危なくする激変の時代(人新世)に変わったといわれている。この変動を起こしたのが現世代の便益を優先する市場と民主制であり、将来世代の well-being を視野に入れ得ていない。さらには、これらを基礎とする社会制度においては、崩壊する地域社会、巨額な財政赤字、社会インフラの維持などの問題にも対処し得ていない。現在の意思決定や政策実現にあたって、存在しない将来世代を取り込み、市場や民主制に変わるないしはそれらを補う新たな社会をデザインする研究が要請されているものの、従来の枠組みでは対処しきれていないのではないのか。本分科会においては、社会システムの変革のための新たな枠組み(フューチャー・デザイン)を構築するにあたり、文系・理系の枠を超えた研究者に参加を要請し、従来の研究の整理と共に今後何ができるのか、何をすべきなのかを問いたい。
4	審議事項	持続可能な社会のデザイン(フューチャー・デザイン)のため、何が求められているのか、従来の研究はどうなっているのか、課題は何か、どのような研究をすべきなのかに係る審議に関する事
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

経営学委員会分科会の設置について

分科会等名：経営学大学院における認証評価の国際通用性に関する分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	経営学委員会
2	委員の構成	14名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	大学院教育の質を保証し、社会が求める人材を輩出するため、関係業界等との連携による人材養成機能の強化と育成人材の国際通用性の確保が必要である。産業界からは経営系専門職大学院の教育に対して国際的な同等性・通用性について疑問を出され、海外の認証機関の認証を受けるべきとの議論がある。本分科会では中央教育審議会専門職大学院WGの報告(2016年8月)や日本学術会議の報告(2017年5月)を踏まえ、国内外の経営学大学院教育および認証制度に詳しい会員、連携会員を中心に、わが国の認証制度と海外の国際認証制度との整合を図りつつ、わが国の認証制度の国際通用性を確保する方策について検討し、提言をまとめる。
4	審議事項	1. 経営系専門職大学院に対するわが国の認証制度、認証基準 2. ビジネススクールに対する海外の認証制度、認証基準 3. 両者の考え方の違い並びに整合を取る上での工夫 4. 国際通用性の確保に向けたわが国の認証制度の変革に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成31年9月30日
6	備考	※新規設置

経営学委員会分科会の設置について

分科会等名：経営学分野における研究業績の評価方法を検討する分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	経営学委員会
2	委員の構成	13名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>近年、米国流の業績評価方法が日本における経営学・会計学の領域においても普及してきており、その弊害として、若手研究者がグランドセオリーのみならず中範囲の理論すら無視して、狭隘な研究対象に関する実証研究に取り組む傾向がある。また、その研究者に対する評価方法の変化は、大学院生の研究姿勢に強い影響を与えている。</p> <p>当分科会は、実証・実験を重視する自然科学的「科学性」という点では経営学における実証研究には意味があると考えているが、日本のこれまでの経営学・会計学における「体系性」を重視した研究（歴史研究も含む）も失われるべきではないと考えている。</p> <p>当分科会は、経営学・会計学における「体系性」を考慮した、公平性の高い評価方法を提示することを目的としている。</p>
4	審議事項	<p>1. 経営学・会計学の領域で行われている採用・昇格における業績評価の仕方の調査・検討</p> <p>2. 「設置目的」で示した問題意識から、あるべき評価方法の提示</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

経営学委員会分科会の設置について

分科会等名：経営学における若手研究者の育成に関する分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	経営学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>学術界において次代を担う若手研究者の育成は喫緊の課題である。ここ10年程度の間、大学における教育・研究のグローバル化が急速に進展し、研究者は比較的短期間に国際ジャーナルに多数の研究論文を掲載することが要請されるようになってきている。若手研究者の一部には、近視眼的に研究業績を増加させようとする傾向もみられ、昨今の情報通信技術の飛躍的発達、研究者の真摯な思考や創意工夫がなくとも論文の執筆を可能にしている側面があることも見逃せない。</p> <p>とりわけ経営学領域(会計学・商学を含む)においては、学問の体系性が明確に定義されていない現状も相俟って、何が優れた研究であるかについてのコンセンサスも経営学研究者間で十分に得られているわけではない。</p> <p>当分科会では、経営学を取り巻くこうした現状を踏まえ、経営学領域における優れた研究の在り方と、それへ向けた若手研究者の在り方、育成方法について総合的に検討し、最終成果として提言を発出することを目的とする。</p>
4	審議事項	経営学領域における優れた研究の在り方、若手研究者の在り方、およびその育成方法に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会合同分科会の設置について

分科会名：植物科学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○基礎生物学委員会 統合生物学委員会 農学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	植物は、長い年月をかけて緑の地球環境を作り出し、人類を始めとする多くの生物の生存を支えている。しかし、近年の地球環境の悪化は、植物のみならず人類の生存をも脅かしている。地球環境の悪化を食い止め、地球の持続的発展を可能にするためには、その主人公である植物の深い理解とそれを通して得られる、植物の有効利用が欠かせない。そこで、植物研究の発展について議論をすると同時に、広く市民との対話を通じて議論を深め、地球環境問題や食糧問題解決に向けて政府への政策提言につなげる道を模索することを目的として、植物分科会を設置して対応することが必要である。
4	審議事項	植物科学分野の学協会等との連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

基礎生物学委員会・統合生物学委員会・基礎医学委員会
 合同分科会の設置について

分科会等名：分子生物学分科会

1	所属委員会名 （複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。）	○基礎生物学委員会 統合生物学委員会 基礎医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	分子生物学分野の学協会等との連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信を目的とする。
4	審議事項	分子生物学分野の学協会等との連絡・連携、及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同分科会の設置について

分科会名：生物科学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○基礎生物学委員会 統合生物学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	生物科学分野の学協会等との連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査、審議並びに情報発信を行うことを目的とする。 生物科学学会連合との連携を密に行う。
4	審議事項	生物科学分野の学協会等との連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会
 合同分科会の設置について

分科会等名：遺伝資源分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○基礎生物学委員会 統合生物学委員会 農学委員会 基礎医学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>遺伝資源とは研究開発の材料として用いられる動物・植物・微生物の生物系統、集団、個体、組織、細胞、遺伝子(DNA)を含めた総称である。生物学にとどまらず、医学、農学、工学、薬学など基礎から応用まで広く生命科学の基盤をなすものである。平成29年8月20日に「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」が我が国において効力を生じたことから、提供国等からの信頼を獲得し遺伝資源を円滑に取得して学術や産業に活かすために、大学や研究機関等における遺伝資源の取り扱いを適切に行うことが求められている。また、名古屋議定書にデジタルDNA配列情報を含めるべきとする意見が提供国から提案されており、時宜を得た議論を進める必要がある。</p> <p>本分科会は、関係の事業活動や学協会と連携して遺伝資源の整備活用方策や遺伝資源の取り扱いについて審議・提言を行うことを目的とする。</p>
4	審議事項	<p>1. 遺伝資源の整備活用方策の検討 2. 名古屋議定書における遺伝資源の取り扱いの検討に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同分科会の設置について

分科会名：海洋生物学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○基礎生物学委員会 統合生物学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	海洋(淡水域を含む)生物は、基礎生物学の研究対象であるだけでなく、水産資源としての研究・開発対象として、応用生物学上の意義も極めて大きい。 そのため、学術研究対象として、一貫性のある分科会を設置して対応することが必要である。
4	審議事項	海洋生物学分野の学協会等との連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：生物物理学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○基礎生物学委員会 統合生物学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	生物物理学分野の学協会等との連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信を目的とする。
4	審議事項	生物物理学分野の学協会等との連絡・連携、及び当該分野の発展を期すための調査審議並びに情報発信に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：生態科学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	基礎生物学委員会 ○統合生物学委員会
2	委員の構成	18名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	生態科学とその関連分野に関して、今後発展すべき分野、発展の障害、などを特定し、必要な科学行政の施策について審議しするとともに、分野の成果を社会に発信する。
4	審議事項	1. 生態科学の生命科学との接点の充実の施策 2. 生態科学の環境科学への貢献を推進する施策に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：ワイルドライフサイエンス分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	基礎生物学委員会 ○統合生物学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	自然と共生する世界を実現するため、絶滅危惧種、外来種、日本固有種等を主な対象とする多様なワイルドライフの研究と教育を推進し、社会的な実践につなげることをめざす。 「ワイルドライフサイエンス」と呼べる新たな学問領域の確立と推進によって、生物多様性条約第10回締約国会議において我が国が掲げた世界的目標に貢献するとともに、生物学の研究・教育・社会貢献をいっそう豊かに発展させるための具体的な方策を探ることを設置目的とする。
4	審議事項	人間と野生生物との調和的共存を図るためのワイルドライフサイエンスの確立とその社会的普及に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

農学委員会・食料科学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：I U S S 分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○農学委員会 食料科学委員会
2	委員の構成	5名以内の会員及び10名以内の連携会員
3	設置目的	1) 国際土壌科学連合(IUSS)の国内対応組織として、IUSS活動の動向を国内の関連学協会等に情報提供するとともに、わが国における社会・学問の動向を踏まえ積極的にIUSSに提言していく。 2) 加えて、アジアを中心とした諸地域における土壌科学の進展のため、わが国からの情報発信に努め、諸種のシンポジウムやワークショップの立案・後援に積極的に関与する。
4	審議事項	国際土壌科学連合(IUSS)への対応に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

農学委員会分科会の設置について

分科会等名：農学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	農学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	世界人口が増大し、また、地球環境が不安定化するなかで、我が国および世界の食料を安定的に生産・供給することは重要な課題である。本分科会は、農業生産に関する基盤科学である作物学、園芸学と、育種学、土壌肥科学、植物病理学、雑草学などの学問分野の叡智を結集して、第23期においては、報告「生産農学における学部教育のあり方」を公表した。第24期においては、気候変動に対応した土地利用型農業に貢献できる農学の役割等に関する議論を一層深め、地球規模での農業生産や我が国農業の抱える問題の実態と解決方向を議論し、課題解決に向けた研究方向などについて学術的観点からの発信を行う。同時に、関連学協会等との連携を図り、当該分野の発展を期すための調査審議ならびに情報発信を行う。
4	審議事項	地球規模での農業生産及び我が国における農業の問題点の把握と解決方法の検討、社会への発信に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

農学委員会分科会の設置について

分科会等名：育種学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	農学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	作物、果樹、材木、微生物、魚類、家畜などの農林水産作物の育種に関わる研究者のコミュニティを組織し、課題の解決を図ることおよび関係学協会との連携に関する事項を取り扱うために活動することを目的とする。また、他の関連分科会とも連携を保ちつつ、育種学を推進するための方策を審議し、提案することを目指す。
4	審議事項	農林水産分野の育種に関する学協会等との連絡・連携及び当該分野の発展を期すための調査、審議、情報発信に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

農学委員会分科会の設置について

分科会等名：農業経済学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	農学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>農業経済学は農学における社会科学分野の研究領域である。ここでは、世界と日本の農業、食料、農村、資源、環境等にかかわる諸問題を対象に、経済学を中心とする社会科学の手法により、現実社会の実態の解明を図るとともに、問題解決のための方法と手段の提案を学術的に追求してきた。こうした研究的蓄積を踏まえ、農業経済学分科会でも、従来から活発な活動を行ってきた。過去には、提言「食料・農業・環境をめぐる北東アジアの連携強化に向けて」を作成し、北東アジアにおける食料・農業・環境をめぐる連携をいかなる領域でいかなる道筋で強化すべきかをまとめた。また、第23期においては、「農学分野における大学教育の分野別保証のための教育課程編成上の参照基準」の検討の進捗を踏まえ、その農業経済学分野でのあり方を集中的に審議し、記録を作成した。</p> <p>これらの成果を踏まえつつ、第24期の本分科会においては、「農業経済学教育のあり方」にかかわる報告等を作成する他、食料・農業・農村にかかわる、積極的な社会的発信を行うことを予定している。</p>
4	審議事項	<p>1. 「農業経済学教育のあり方」(報告等)の作成 2. その他、食料・農業・農村に関わる諸事項に係る審議に関する事</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

農学委員会分科会の設置について

分科会等名：農業生産環境工学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	農学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>農業生産環境、農業気象災害、環境保全、人工気象環境、植物工場等に関する課題の審議、提言の取り纏め、および関連学協会との連携に関する事項を取り扱う。</p> <p>なお、発展著しい情報化・システム化に関しては、農業情報システム学分科会との話し合いの上、両委員会にまたがる新規課題が生じた場合には、両分科会連携のWGを設け、協力し、一層の学術振興を図る。</p>
4	審議事項	<p>1. 農業気象環境の評価・解明と地球規模の問題への対応</p> <p>2. 気象災害防止及び生産環境の改良・保全</p> <p>3. 生物(作物・植物・動物)環境の最適環境調節</p> <p>4. 次世代の生物環境調節施設と Plant Phenomics 研究への対応</p> <p>5. 植物工場、園芸施設などの環境・エネルギー問題への対応</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

農学委員会分科会の設置について

分科会等名：地域総合農学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	農学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>本分科会は、地域における農学的諸問題を解決するため、農業農村工学(旧農業土木学)、農村計画学、地域農学、総合農業科学、などの分野を束ねた横断的な枠組みを構築することを目的とする。</p> <p>そのため、本分科会は、①地域における総合農学という分野横断的な課題を掲げている、②分科会構成員が分野横断的なメンバーから成る、③エネルギー、資源、循環共生といった具体的研究対象を掲げ、「地域総合農学」という新しい研究教育領域の創成をめざす、といった特徴を有し、日本学術会議においてその活動を継続する意義は大きい。</p> <p>具体的には「地域総合農学の展望」を意識した提言等の作成などをおこないたく、当分科会の設置を要望する。</p>
4	審議事項	<p>1. 「地域総合農学の展望」(提言等)の作成</p> <p>2. その他、地域総合農学に関わる諸事項に係る審議に関する事</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

農学委員会分科会の設置について

分科会等名：林学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	農学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>当分科会は、林学、造園学、木材学、生態学、環境学など、広義の林学分野の研究者のコミュニティを組織し、課題の解決を図ること及び関係学協会との連携に関する事項を取り扱うために活動することを目的としている。</p> <p>林学分野は森林の造成と管理から林産物の加工利用までを含む技術と政策を扱うほか、生態系や環境としての森林を扱う幅広い分野からなっている。近年の気候変動や生物多様性に関わる国際条約の発効等により、森林への社会的関心が広がっている。地球環境問題、動植物・微生物を含む生態系の保全、林産物の利活用、地域社会の振興など、森林に関わる多面的、複合的な諸課題に対して横断的な取り組みが必要になっている。</p>
4	審議事項	林学分野の学協会との連絡・連携、森林の持続的管理と生態系サービス、林産物の利用に関わる諸課題に関する調査審議並びに社会への情報発信に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

農学委員会分科会の設置について

分科会等名：応用昆虫学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	農学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	昆虫は、地球上で最も繁栄した生物群であり、バランスの取れた生態系の維持と人間生活に深くかかわっている。とくに農林害虫や衛生害虫の適切な管理は、私たちの生活に直結する課題である。昆虫研究の多岐にわたる課題については、それぞれ専門とする学協会で個別に検討されており、それらを連携する組織として「日本昆虫科学連合」がある。応用昆虫学分科会は、基礎昆虫学、衛生昆虫学、農業昆虫学、昆虫機能利用学等の分野における学問的および社会的課題の解決と研究教育基盤の充実を図ることを目的として、「日本昆虫科学連合」と連携しつつ活動する。
4	審議事項	応用昆虫学分野の課題解決と研究教育基盤の充実を図るための審議並びに情報発信に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

農学委員会分科会の設置について

分科会等名：土壤科学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	農学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>土壌は、食糧生産を通じて、人類の生存の基盤として重要であると共に、多くの動植物、微生物を育む自然生態系の一員として重要な役割を果たしてきた。土壌はその他にも炭素貯留機能、生物多様性機能、物質循環機能、環境修復機能など多くの機能を有しており、さらにこれらの機能性は都市生態系、自然生態系をも包含する地球生態系としても重要である。しかしながら、近年の急激な人口増は、土壌に過大な負担を与え、人類の生存そのものを脅かす要因ともなっている。「土壤科学分科会」においては、この分野の研究者が広く集まり、土壌にかかわる諸問題について検討することを目的としている。</p>
4	審議事項	<p>土壤科学分野の学協会等との連絡・連携及び当該分野の発展を期するための調査審議並びに情報発信に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

農学委員会・食料科学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：遺伝子組換え作物分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○農学委員会 食料科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	世界および日本の食料を安定的に確保することは人類生存にとって不可欠である。その中で、今の世界の農業生産の状況を考えたとき、遺伝子組換え作物、あるいは、遺伝子組換え食品の果たすべき役割は大きい。しかし、一方では、遺伝子組み換え作物(食品)については、いわゆる「安全性」(食品として、あるいは、環境に対して)という観点で、社会的な認知がまだ十分では無いという現実的な状況がある。また、近年、急激に開発が進んでいるゲノム編集技術のうち一部のものは、遺伝子組換えという定義からはずれないかという議論もある。本分科会では、遺伝子組換え作物(食品)、ゲノム編集技術を含む新しい育種技術について、まだ何が問題で、今後、科学者の立場でどう解決していけばいいのかを議論し、社会に発信することを目的とする。
4	審議事項	遺伝子組換え作物(食品)、ゲノム編集技術を含む新しい育種技術の問題点の把握と科学者の立場での解決方法の検討、社会への発信に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

農学委員会・食料科学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：農学分野における名古屋議定書関連検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○農学委員会 食料科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	第23期に設置された本分科会では、名古屋議定書の課題や批准に伴う国内措置に対する対応を議論し、平成28年12月に提言「学術研究の円滑な推進のための名古屋議定書批准に伴う措置について」を公表した。その後、平成29年8月に我が国は名古屋議定書締約国となり国内措置が施行された。名古屋議定書には取り扱う対象などについて未確定の部分があり、デジタルDNA情報を議定書の中で扱うべきとの学術研究にも重大な影響を及ぼしうる議論も国際的に生じている。このため、これらの問題について、農学分野を中心に問題点、対応策等について検討し、合わせて議定書と国内措置のアカデミアにおける周知徹底策などを検討するため、本分科会を設置する。
4	審議事項	1. 日本における名古屋議定書発効後の問題点等の検討 2. 議定書の適用範囲等についての国際的議論対応の検討に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

農学委員会・食料科学委員会・健康・生活科学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：IUNS分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	農学委員会 ○食料科学委員会 健康・生活科学委員会
2	委員の構成	12名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	世界が抱える栄養・健康問題の解決を目指す国際栄養科学連合(IUNS)の日本の唯一の窓口として、また国内の関連学協会のみとめ役として、本分科会は重要視されてきた。栄養や健康に関わる国際会議等への日本の研究者の参加を支援すること、世界大会を国内へ誘致すること(国際栄養科学会議ICN2021の東京招致に成功している)等を介して本分野における日本のプレゼンスを高めること、さらにはIUNS本部が実施する各種活動に対して日本が積極的に関与出来るような体制を維持・強化することが、本分科会設置の主たる目的である。
4	審議事項	国際栄養科学会議ICN2021、IUNS関連国際集会等の日本開催、及びIUNS本部との連携に係る審議に関する事
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

食料科学委員会分科会の設置について

分科会等名：畜産学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける)	食料科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	人類が多面的に利用してきている飼育動物（家畜・家禽）の改良や増殖、飼養や管理、生産基盤などの研究開発を対象とする畜産学（Animal Sciences）は機能形態・生理学、遺伝育種学、繁殖生物学、栄養・飼養学、行動・管理学、衛生学、畜産物利用学、廃棄物循環学、畜産経営・経済学、飼料・草地学など多面的領域からなる。近年、新しい研究・教育領域（動物遺伝子工学、動物発生工学、動物福祉学など）が誕生し、新しい時代を迎えている。畜産学分科会は、他の関連分科会とも連携を保ちつつ、畜産学を推進するための方策を審議し、提案することを目指して活動する。
4	審議事項	新時代に対応した研究・教育（国際化、若手・女性研究者の育成支援、共通カリキュラムの検討）に係る審議に関すること。
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

農学委員会・食料科学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：農芸化学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	農学委員会 ○食料科学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	農芸化学は、土壌・肥科学、植物栄養学、微生物学、生物化学、生物有機化学、分析化学、食品科学・栄養学などを基盤に、生命・食・環境にかかわる諸現象を解析する学問分野である。基礎研究にとどまらず、その成果を応用研究に発展させ、さらには社会に還元することを目指している。本分科会は、農芸化学という学問領域が直面している様々な課題の抽出やその解決に向けて努力するとともに、関連する学協会間の連携を支援し、当該分野から生まれた研究成果を学界から産業界へ、さらには一般社会に向けて発信することを目的とする。
4	審議事項	農芸化学分野が直面している各種課題、研究成果の社会に向けての発信内容や方法に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

基礎医学委員会分科会の設置について

分科会等名：IUPS分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	基礎医学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	国際生理学連合 (International Union of Physiological Sciences, IUPS)は、生体機能のしくみを分子・細胞レベルから個体レベルに亘り解明することをめざす生理学の諸分野 (循環器学、呼吸器学、内分泌学、神経科学、薬理学、医用工学、比較生理学、宇宙生物学、体力科学、栄養学など) を統括する国際学術団体であり、米国 National Academy、英国 Royal Society をはじめとする主要各国のアカデミー、生理学学会などが加盟している。その起源は 1889 年創設の国際生理学学会に遡り、わが国は 1953 年の IUPS 設立当初から欧米諸国とともに中心的な役割を果たしてきた。我が国の生理学の更なる発展を図り、国民にその成果を還元するために、国際連携と学際協力の舞台となる IUPS への参画と貢献が必要不可欠であり、基礎医学委員会 IUPS 分科会の設置を提案する。
4	審議事項	1. 生理科学研究の国際連携に関する学術事項 2. 国際学術団体である IUPS への対応に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

基礎医学委員会分科会の設置について

分科会等名：免疫学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	基礎医学委員会
2	委員の構成	30名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	免疫学は、リンパ球の分化に際しての遺伝子再編成など生命科学の根幹に関する知見を集積して来た。一方、感染防御、アレルギー、臓器・骨髄移植や、再生医療における拒絶反応や移植片対宿主反応、抗腫瘍免疫、自己免疫など臨床医学における、その重要性は、ますます増大している。このような背景のもとに先駆的医療法開発への道を拓くため、基盤整備、人材育成、国際協力、国内関連学会の連携などにつき提言する。
4	審議事項	1. 免疫基礎研究のあり方 2. 先駆的医療開発研究のあり方 3. 国際協力のあり方 4. 人材育成のあり方 5. 国内関連学協会連携のあり方 に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

基礎医学委員会分科会の設置について

分科会等名：神経科学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	基礎医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	脳を含む神経系の構造と機能の解明を目指す神経科学は近年、生物学の様々な分野だけでなく、臨床医学、理工学、コンピューター科学、人工知能研究、心理学をはじめとする人文社会科学との連携が強まり、ヒトの心とその疾患の理解を目指す「総合人間科学」としての発展を遂げつつある。一方で、欧米やアジア各国において近年様々な Brain science project が開始され、各プロジェクト間の国際連携体制の構築が急務である。このような融合科学としての神経科学研究の推進とともに、少子高齢化社会における豊かな精神生活を実現するために神経科学の成果を国民に還元する活動を推進する。
4	審議事項	1. 人間総合科学としての神経科学の推進策 2. 神経科学における国際連携体制の構築 3. 融合科学としての神経科学における人材育成 4. 神経科学の成果を国民に還元する活動の推進に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

基礎医学委員会分科会の設置について

分科会等名：医学研究者育成検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	基礎医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	近年、医学部学生で基礎医学研究を志す人材が極端に減少し、将来的に大学医学部、医科大学の基礎系研究室を担う教員が確保できなくなることが危惧されている。このような医学研究者の減少は日本の医学・生命科学研究の停滞につながる可能性がある。医学研究者育成の現状の分析と対応策を検討することを本分科会の目的とする。
4	審議事項	医学部出身研究者の減少についてその現状、問題点、対応策を検討すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

臨床医学委員会分科会の設置について

分科会等名：出生・発達分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	5名以内の会員及び10名以内の連携会員
3	設置目的	発達障害は出生後まもなくから生涯を通してその人と家族、そして社会に大きなインパクトをもたらすことから、今日では国際的に大きな社会問題となっている。発達障害の解明と治療法に向けての近年の国内外の研究の加速は著しいものがあり、わが国の障害福祉や教育、医療保健の施策においても整備がすすみつつある。しかしながら、遺伝と環境の相互作用のもとでの脳の発達異常という現象が孕む問題の広汎で複雑な性質から、科学的根拠にもとづくサービスの社会実装はなかなか進んでおらず、研究成果と実社会での福祉・教育サービスとの間に深刻なギャップが存在する。本分科会は、発達障害に関連する医療を主とするさまざまな学問領域の研究者が、社会実装を阻害する要因を議論し、必要な提言を行って、国の関連施策の推進に資するとともに、広く国民への啓発を行う。
4	審議事項	発達障害児とその家族へのエビデンスに基づく支援サービスの普及を阻害する諸問題に関する検討と、課題克服への提言作成に関する審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

臨床医学委員会分科会の設置について

分科会等名：臨床研究分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>国民の健康の増進・維持と疾病の克服のために求められる最良かつ安全な医療には、科学的・倫理的な臨床研究の推進が不可欠である。しかし、病院崩壊等による経営重視から医師が研究に従事できる時間は減少傾向にあり、臨床研究は質量ともに衰退しつつある。一方、研究の質を保証し被験者保護を担保するための国際情勢に沿った倫理指針や研究登録制が求められているが、規制の強化のみでは研究者や医療機関の負担増となりかねない。さらに、臨床研究の発展には患者を含む国民と社会からの信頼と支持を確保する必要がある。</p> <p>そこで、わが国における臨床研究の推進・強化のための方策を検討することを目的に、本分科会を設置する。</p>
4	審議事項	<p>1. 臨床研究の推進・強化のための方策</p> <p>2. 医療・医学分野の特徴を踏まえた臨床研究における包括的な法の整備やシステムの構築に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

臨床医学委員会分科会の設置について

分科会等名：腫瘍分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	現在「第3期がん対策推進基本計画(案)」の概要が発表になり、そこでは“がんの克服を目指す”ことが全体目標として掲げられている。昨今の悪性腫瘍に対する治療法の進歩は目覚ましく、一部の患者においては“治癒”を、そこに至らない場合でも“がんとの共生”を目標に出来るようになってきた。しかし、実臨床においては患者の高齢化・高額医薬品による医療費高騰など様々な問題が生じていることも事実である。これらの問題点の解決に向けて臨床医学・看護・医療倫理・医療経済・医療統計などの多角的視点から検討することを目的とする。
4	審議事項	今後の悪性腫瘍治療の在り方に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

臨床医学委員会分科会の設置について

分科会等名：アディクション分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	アディクションは、物質や行動への依存を含み、本人の心身や社会活動に影響するだけでなく、社会においても大きな問題となっている。本邦におけるその社会損失は年間8兆円以上と見積もられている。また、2016年には統合型リゾート整備推進法(カジノ法)が成立し、さらなるアディクション問題の拡大が懸念されている。米国ではNational Institute of Healthの傘下に精神保健とは別にアディクションに関する2つの研究所が設置され、長期的かつ多様な研究がなされている。これに対して本邦では、2014年に施行されたアルコール健康障害対策基本法などで研究の必要性が謳われているものの、対応はまだほとんどなされていない。そこで、アディクションに対するアカデミアの役割を明らかにし、社会発信することがこの分科会の設置目的である。
4	審議事項	アディクションの実態解明、病態解明、予防・治療・復帰法開発におけるアカデミアの役割の審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

健康・生活科学委員会分科会の設置について

分科会等名：健康・スポーツ科学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	健康・生活科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	人間存在の根幹をなす「動く」ことが質量共に変容し、活力ある社会の持続が危惧されている今日、意図的な身体活動の必要性が高まっている。しかし、動くからだの機序や心身に特異的効果をもたらす運動特性に関して未解決問題が多数あり、科学的根拠を明らかにして社会のニーズに応えることが求められている。本分科会は、健康・スポーツ科学分野の学術研究を強力に推進し、極めて緊急度の高い国民の健康・体力の維持向上や生き甲斐に関する課題解決を推進するために設置する。そして、細分化・深化した研究と総合的研究の融合、独創的研究促進のための若手とシニアとの連携や他分野研究者との連携の実現を図り、科学的な根拠に基づく身体活動・スポーツ推進方策について提案を行う。
4	審議事項	1. 健康・スポーツ科学分野の加速的発展を目指した多様な研究者の研究連携推進 2. 研究成果を生かした身体活動・スポーツ推進方策の審議と提言の作成 3. 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに係る学術的レガシーの構築に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

健康・生活科学委員会分科会の設置について

分科会等名：家政学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	健康・生活科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	家政学は、人間生活における人と環境との相互作用について、人的・物的両面から研究し、生活の質の向上と人類の福祉に貢献する実践的総合科学である。関連する人文・自然科学の研究分野や社会の諸問題を、生活する人間側からの視点を基にしたアプローチにより統合的に捉える学問であり、このような方向性は、他の学術分野のアプローチと補完し合いながら、現代の変化に富む社会のニーズに対応するものである。人の暮らしや生き方に関連する今日的課題を総合的に検討し、全ての人々が健康で生き甲斐を持って人生を全うするための方策を生活者視点に立って提案するために、本分科会を設置する。
4	審議事項	設置目的実現のために必要な活動に対する連携・協力、及び教育の発展のための審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

健康・生活科学委員会分科会の設置について

分科会等名：高齢者の健康分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	健康・生活科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>日本の急速な高齢化により、65歳以上の高齢者人口が27%を越え、超高齢社会となっている。背景には、身体的、心理精神的な健康度の改善があり、近年、老化が約5～10年遅延していると考えられている。65歳以上を高齢者とする定義の変更の必要性も提言され、高齢者の残存能力の科学的な評価とその活用は社会のニーズでもある。</p> <p>しかし、平均寿命の延長の一方で、非健康寿命(≡要支援・要介護期間)も延長しており、解決すべき課題が多々あることを示している。</p> <p>この状況の中で、「高齢者の健康分科会」は、学際的な専門分野の委員により、高齢者の健康に関して多面的な検討を行えるような構成が必要である。高齢者の自立、介護、QOL、社会における役割、支える人材育成のあり方等々、種々の課題について提言を発出していく。</p>
4	審議事項	<p>1. 元気高齢者の自立度や心理精神的状況の科学的評価、及び、その社会的な役割のあり方</p> <p>2. 多様な健康度の高齢者への支援のあり方、高齢者を支える専門職種間連携・人材育成のあり方</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

歯学委員会分科会の設置について

分科会等名：基礎系歯学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	歯学委員会
2	委員の構成	12名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	歯学の基礎系学術領域は、歯学および口腔科学に関する解剖学、生理学、生化学、細菌学、病理学、薬理学、歯科理工学と多岐にわたっており、これらを有機的かつ合理的に連携させながら活性化する必要がある。また歯学の基礎系学術領域は、歯科臨床とも密接に関連しており、基礎的学術の研究成果を歯科臨床にフィードバックし、歯科臨床の情報を基礎系歯学領域に知らしめることも不可欠である。さらに基礎医学、臨床医学、生命科学等の関連学術領域とも密接に連携することも重要である。これらのことを俯瞰的に行い、歯科基礎医学の学術の深化を図るとともに、その応用を発展させるために、本分科会を設置する。
4	審議事項	歯学の基礎学術領域の活性化と関連学術領域との連携に必要な事項の審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

歯学委員会分科会の設置について

分科会等名：病態系歯学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	歯学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>病態系歯学は、顎口腔領域における多様な疾病の診断治療体系の確立ならびに口腔顎顔面機能の回復、リハビリテーションを目指す学術分野である。基礎系および臨床系歯学さらに医学全域と連携し、総合的に研究を充実促進させることを目的とする。</p> <p>このためには、口腔外科学、歯周病学、口腔病理学、歯科放射線学、口腔衛生学などの病態系の歯学の各分野の英知を結集する必要がある。</p> <p>本分科会では、研修のみならず教育、臨床全般について幅広く議され、その成果は各方面に発信されることを期待する。</p>
4	審議事項	<p>1. 顎口腔領域疾病の病態を解明し、細分化される学術分野を統合あるいは融合すること</p> <p>2. 顎口腔疾患の病理ならびに病態生理の究明を行い、機能回復歯学に発展させること</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

歯学委員会分科会の設置について

分科会等名：臨床系歯学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	歯学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>少子高齢化の急進と生活環境の変化に伴い、歯、顎口腔を取巻く疾病構造、医療環境、患者の健康感も大きく変容している。臨床系歯学は、顎口腔領域とくに歯列に関する疾病、障害の診断、治療、維持を通して、小児期から終末期に至る一生涯にわたる口腔健康管理、歯列管理を確立するための学術分野である。さらに、再生医療をはじめとする生命科学研究、AI、IOT、マテリアル開発などの工学研究、地域医療、福祉などとの連携が今後の臨床系歯学に求められている。</p> <p>本分科会では歯科補綴学、歯科保存学、歯科矯正学、小児歯科学などを中心とする臨床系の歯学分野のみならず、基礎系および病態系歯学、さらには幅広い領域と連携し、総合的に研究、臨床、教育研修を充実促進させることを目的とする。</p> <p>その結果、本学術的状況を踏まえ、臨床系歯学分野を先導し、21世紀の臨床系歯学に求められている課題を検討し、必要な対応を提言することを期待する。</p>
4	審議事項	<p>1. 口腔健康管理、歯列管理に関連する疾病の病理、病態を解明し、新たな診断、治療法、口腔健康対策を発展、深化させること</p> <p>2. 口腔健康管理、歯列管理、歯科治療と社会に関連する種々の問題を明確にし、その対応を提言すること</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

歯学委員会分科会の設置について

分科会等名：歯学教育分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	歯学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	我が国では、超高齢化と少子化が急速に進んでおり、歯科臨床のニーズが大きく変革しつつある。この大きな転換期に際し、歯科教育も的確かつ迅速に対応することが必要不可欠である。一方で、歯科教育の内容、カリキュラム、教育方法に関しては、標準化が遅れている部分が存在することも否めない。さらに国際化にも対応すべく歯科教育の持続的な改革が必要である。これらの課題を解決し、21世紀の歯科医学および歯科医療を発展させることを本分科会の最大目標として設置する。さらに次世代、次々世代の優秀な人材を持続的に育成するためにも本分科会の設置は、不可欠である。
4	審議事項	臨床基礎実習、臨床実習、関連医学教育の配分、歯学教育カリキュラムのあり方、さらに卒後臨床研修との関係についての審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

薬学委員会分科会の設置について

分科会等名：化学・物理系薬学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	薬学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	薬学領域における化学・物理系の研究者間の情報交換、化学・物理系薬学領域の研究の推進と人材育成のあり方を検討することを目的とする。
4	審議事項	薬学領域における化学・物理系の研究、人材育成のあり方について検討するとともに、研究推進について審議する。また、他の薬学境域および薬学領域以外の理工領域との連携について審議する
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

薬学委員会分科会の設置について

分科会等名：生物系薬学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	薬学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	生物系薬学領域における学術の振興、活性化、若手人材育成に向けた課題について議論し、将来の薬学の方向性を示すことを目的とする。また、薬学委員会に設置される他の分科会と協働し、薬学領域における諸課題の解決に努め、生命現象の理解と医薬品の開発や臨床への供給などを通して人類の健康と福祉のために貢献を目指す方策について議論する。日本が迎えた少子高齢社会における課題の分析と解決のため薬学的観点から情報を発信する。そのためには、医学系、理学系、農学系、その他領域の研究者との連携が必要であり、その仕組みについても議論する。
4	審議事項	生物系薬学領域における課題、薬学部・薬科大学における教育と研究課題、シンポジウムの内容に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

薬学委員会分科会の設置について

分科会等名：医療系薬学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	薬学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	薬学6年制の上立つ4年制博士課程において中心をなす医療系薬学研究の活性化に関する23期の報告の提案について、さらに具体化する。特に、医療系薬学研究者と基礎系薬学研究者が連携を深めることが重要であり、これら研究者間の情報交換と共同研究を推進する。併せて、関連学会との情報交換を進める。
4	審議事項	医療系薬学研究者と基礎系薬学研究者の連携による薬学研究推進について審議する。また、関連学会の連携について検討する。
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

食料科学委員会・基礎医学委員会・薬学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：トキシコロジー分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	食料科学委員会 基礎医学委員会 ○薬学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	健康な生活を送るためには、様々な物質の健康に対する影響を考慮する必要がある。医薬品や食品は人体にとって良い影響を与えると同時に、使用法を誤ると毒性を示す可能性がある。また、様々な環境汚染物質なども問題となっており、それらの影響、特に複合的な作用については解明されていないことも多い。このような現状に鑑み、トキシコロジーの領域の薬学、農学、基礎医学研究者の連携をはかるとともに研究を推進する。
4	審議事項	薬学系、農学系、医学系の研究者と、医薬品および食品等の毒性および安全性に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

薬学委員会分科会の設置について

分科会等名：薬学教育分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	薬学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	医療の高度化に対する社会の要請に対応するため、6年制及び4年制薬学学部教育を基盤とした薬学人養成体系について検討するとともに、大学院のあり方も含めて創薬研究者・技術者、薬剤師、臨床(育薬)研究者、環境衛生分野や行政で活躍する人材などを含む、魅力ある医療人を育てるための諸方策を推進する。
4	審議事項	我が国の薬学における創薬力及び育薬力を高めるため、6年制及び4年制薬学学部教育及びそれぞれに基礎を置く大学院教育が現在直面している諸問題に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

薬学委員会分科会の設置について

分科会等名：薬剤師職能とキャリアパス分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	薬学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	6年制薬学卒業の薬剤師が増加し、医療技術の進歩に伴って、薬剤師が医療体制の中で担うべき役割が変化しつつある。将来の医療の中で、薬剤師が一層専門性を高め、より患者利益につながるとともに、適切な医療資源の配分に貢献するための方策およびキャリア形成、また既に複数の学会等で立ち上がっている専門・認定制度のあり方について検討を行う。
4	審議事項	高度化した医療と、産業・社会構造の変化に伴う医療体制の変化に合致した薬剤師の職能のあり方と、将来の医療体制に対応し得る薬剤師の育成に向けた適切なキャリアパス、専門・認定制度に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

環境学委員会分科会の設置について

分科会等名：環境科学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	環境学委員会
2	委員の構成	30名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	20世紀後半から21世紀にかけての世界人口の急激な増加とそれに伴うエネルギー消費により、人類の生存に関わる環境の変化が顕著になってきた。その内容も温暖化など地球規模の問題と産業活動の結果生じた環境汚染など地域的な問題と多様である。これら環境にかかわる諸問題に対して科学的にアプローチすることの重要性を深く認識し、環境要因、環境の人間への影響策について分析評価し、その改善策への学術基盤を整備する。
4	審議事項	1. 環境修復処理や再生可能エネルギー技術の開発と技術移転、社会実装、社会システム構築 2. 地球環境や生態系等のモニタリングと情報発信 3. GIS を利用した環境情報プラットフォームの開発に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

健康・生活科学委員会・環境学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：環境リスク分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	健康・生活科学委員会 ○環境学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	環境リスク分科会は、わが国における環境リスク評価・リスクマネジメントおよびリスクコミュニケーションを含む科学的なエビデンスに基づいた意思決定のための諸科学の発展、アジア諸国をはじめとする諸外国との国際協力促進、専門家育成を一層図ることなどを目的として設置された。 22期には提言「環境リスクの視点からの原発事故を伴った巨大広域災害発生時の備え」を作成したが、この議論の中で、我が国でレギュラトリーサイエンスの考え方を普及させることが必要であるとの指摘があった。23期は、このテーマを中心に検討を行い、報告書を作成した。24期では、持続可能な開発目標やフューチャーアースなどを視野に入れながら、レギュラトリーサイエンスに関してさらに議論を深め、提言の作成を目指すとともに、環境リスクに関する今日的な課題に関して検討を行う。
4	審議事項	23期に作成したレギュラトリーサイエンスに関する報告書を基にした検討を踏まえた提言の作成に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

環境学委員会分科会の設置について

分科会等名：環境思想・環境教育分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	環境学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	本分科会が2016年11月に公表した提言「環境教育の統合的推進に向けて」と環境学委員会が2017年9月に公表した報告「持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて日本の学术界が果たすべき役割」、および関連する提言・報告等を踏まえ、環境教育(ESDを含む)とその基礎となる環境思想に関する研究と教育を推進する体制の検討、既出の提言・報告等の実効化に向けた課題の検討、関係者のネットワーク化と調整、フューチャー・アースおよび国連の持続可能な開発目標(SDGs)への環境思想・環境教育面からの対応などを進めることを目的として、本分科会を設置する。
4	審議事項	1. 環境思想の系統理解と「環境と人間の基本的な関係」のあり方 2. 国内外の環境教育(ESDを含む)の実情把握、深化、情報発信 3. わが国における環境教育(ESDを含む)の推進方策とその課題(提言のとりまとめ、シンポジウムの開催等) 4. フューチャー・アースおよびSDGsへの環境思想・環境教育面からの対応 などに係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

数理科学委員会分科会の設置について

分科会等名：IMU分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	数理科学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>IMU(国際数学連合)は1951年9月に発足し、1952年にはICSU(国際科学会議)のメンバーと認められた国際学術団体である。数学における国際協力を推進すること、4年に一度開かれるICM(国際数学者会議)を初めとする国際的な研究集会や会議を主催・後援をすること、純粋・応用数学、数学教育など数理科学の発展のために国際的活動を援助することなどを目的としている。また、発展途上国の若手数学者を財政的に援助するなどの活動も行っている。</p> <p>2005年9月までは、日本学術会議数学研究連絡委員会が、その後は日本学術会議数理科学委員会が、日本を代表して国内委員会の役割を担っていた。1990年には京都市においてアジアで初めてのICMを開催した。</p> <p>IMUは近年、事務局を充実させるなど、活動を活発化させつつある。これまでの、国内委員会の活動を継承しつつ、日本学術会議の理念に沿った国際対応を具体化するのが、本分科会設置の目的である。</p>
4	審議事項	<p>1. IMUと連携した国際的および国内的な数理科学の振興、普及および社会貢献に関する事項</p> <p>2. IMUの予算や活動に対する日本としての意見の決定、IMU総会へ派遣する評議員の決定、IMUに関する役員等の推薦、フィールズ賞、ガウス賞などの各賞の受賞者の推薦、国際会議等への代表の派遣、国際会議等の日本での開催・招致に関する事項</p> <p>3. その他 に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

物理学委員会・総合工学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：IUPAP分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○物理学委員会 総合工学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	IUPAP (International Union of Pure and Applied Physics) は物理学および応用物理学における国際機関として最も大きな学術連合であり、国際学会の開催援助、物理学教育の促進などの活動を行っている。日本からは17の分野別コミッションと役員会に委員を送っている。学術会議とIUPAPが適切に連携できるように委員会を設置する。
4	審議事項	関係学会と連携し、国際学術団体の活動の周知・広報に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

物理学委員会分科会の設置について

分科会等名：物性物理学・一般物理学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	物理学委員会
2	委員の構成	45名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>物理学は、人類が自然を認識する基本的方法であり、社会のあり方に大きな力を持つことが20世紀に明確になった。21世紀には優れた物理学の知識によって人類をさらに豊かにすることが求められているが、そのためには、21世紀の物理学の展望を見極めることが重要となる。</p> <p>物理学委員会は、その責務を果たすべく、物性物理学・一般物理学分科会を提案する。</p> <p>当分科会では、物質や場の存在形態とダイナミクスを対象とする基礎科学研究を一層進展させるために、大型プロジェクトから個人型研究までもを包含する研究や体制の在り方を分析し、政策立案・提言等に資する。また、教育・人材育成を一層活性化するための方策についても考察する。</p> <p>これらを通し、当分科会は、物性物理学・一般物理学が今まで社会に果たしてきた重要な役割を将来さらに発展させることを目的とする。</p>
4	審議事項	<p>1. 当該研究の意義とあり方</p> <p>2. 有効な政策提言のための社会・政府行政機関との意思疎通や関連学協会との連携のあり方に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

物理学委員会分科会の設置について

分科会等名：素粒子物理学・原子核物理学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	物理学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>素粒子物理学や原子核物理学は、より基本的な法則やより素なるものの探求を主な研究テーマとする。原子核や素粒子の大きさは 10^{-12} から 10^{-15} センチメートルと極めて小さく、それを観測するための顕微鏡として大型の「加速器」が必要である。現在の最先端研究を進めるには、ギガ (10^9) ～テラ (10^{12}) ボルト相当の加速エネルギーが必要であり、極めて大型のプロジェクトとなる。世界的な連携・協力も必要である。</p> <p>この分野で日本は理論・実験両面でめざましい成果を挙げてきたが、今後は一層大型化する現状を直視し、厳しい分析と注意深いプランニング、国際的動向の分析が必要である。本分科会は、コミュニティとも連携をはかりながら、本分野の研究の進め方に関する提言を行なう。また、本分野の社会的インパクトや社会的理解の増進についても議論する。</p>
4	審議事項	素粒子物理学・原子核物理学の現状の分析、日本での今後の研究の進め方、国際分担のあり方、社会的普及等の審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

地球惑星科学委員会分科会の設置について

分科会等名：地球惑星科学企画分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	地球惑星科学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	地球惑星科学委員会の方針を受け、日常的な運営活動を担う。メンバーは、地球惑星科学委員会に所属する会員及び、同委員会傘下の分科会の役員等で構成する。
4	審議事項	1. 地球惑星科学委員会の活動 2. 傘下の分科会や小委員会の活動 3. 対外発信 に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

地球惑星科学委員会分科会の設置について

分科会等名：地球・惑星圏分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	地球惑星科学委員会
2	委員の構成	40名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	地球は、磁気圏、大気圏、水圏、雪氷圏、固体圏、生命圏などのサブシステムが非線形的に結合したシステムであり、さらに太陽系という巨大システムの一部をなしており、さまざまな時空間スケールでの変動が生じている。従来、地球惑星科学は地球物理、地球化学、地質学、鉱物学、地理学などの多様なアプローチによって進展してきたが、今後は包括的理解のためにそれらの手法を統合し、新しい地球惑星科学のあり方を考えることが必要な状況にある。またそれとともに学界及び教育のあり方等についても検討する必要がある。これらの目的のため本委員会を設置する。
4	審議事項	1. 課題と解決策 2. 大型計画とロードマップ 3. 学界と教育 に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

地球惑星科学委員会分科会の設置について

分科会等名：地球・人間圏分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	地球惑星科学委員会
2	委員の構成	40名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>地球環境問題に対して地球科学的観点、地球と人間の相互作用の実態の理解が求められ、その対策案を練ることが社会的に期待されている。</p> <p>地球人間圏科学では地球表面(陸域と海域での自然・人間の活動の相互関連)の諸現象を研究対象とし、地球惑星科学のみならず領域複合的視点で自然と人間の相互作用を考えてきた。</p> <p>社会的期待に対して学問的な応答すべく、この分科会では時間スケールでは人類発生から現在まで、空間スケールでは地球全体から地域的に日常生活空間までを対象として、地球の活動と人間活動の相互作用による現象の理解、その仕組みの理解、地球環境に関する将来予測を行い、防災に対する政策的提言を行うのを目的とする。</p>
4	審議事項	<p>1. 地球人間圏の諸分野に共通する諸問題</p> <p>2. 地球環境・防災分野への社会還元に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

地球惑星科学委員会分科会の設置について

分科会等名：地球惑星科学人材育成分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	地球惑星科学委員会
2	委員の構成	40名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>1. 国民の地球惑星科学的素養を高いレベルに保つ事は、持続可能な社会形成や減災・防災社会実現を担う人材育成の基礎である。分科会では地球惑星科学関連の学校教育と生涯教育の実態を把握し、改善方策を審議することを目的とする。</p> <p>2. 地球惑星科学を継続的に発展させるためには、高大接続～専門教育～早期キャリアに至る研究者を含む専門家の系統的人材育成が重要である。分科会ではその全国的な実態を把握し、改善施策はその方策を審議することを目的とする。</p>
4	審議事項	<p>1. 高大接続、大学・大学院教育、キャリア育成の改善施策</p> <p>2. 高校地学教育および教員養成の改善施策に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

地球惑星科学委員会分科会の設置について

分科会等名：地球惑星科学国際連携分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	地球惑星科学委員会
2	委員の構成	40名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	地球惑星科学委員会には多様な学問分野が関わっており、それぞれが国際的な学術連携組織や研究プログラムと密接に連携している。本分科会の目的は、地球惑星科学委員会が関わる多岐に及ぶ国際連携活動の振興について総合的・包括的な議論・審議を行うことであり、学術会議の国際対応活動方針を踏まえて地球惑星科学分野からの貢献に資するための活動方針を議論することも重要な役割である。具体的には、ICSU(国際科学委員会)傘下の個別の国際委員会との連携を進めている各分科会間の連絡・調整や、Future Earth(FE)関連の国際対応に関する環境学委員会との連携に関する審議である。
4	審議事項	1. 地球惑星科学分野の国際活動の振興 2. 国際対応の各分科会や直属小委員会との連絡・調整に関する諸事項 に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

地球惑星科学委員会分科会の設置について

分科会等名：IGU分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	地球惑星科学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	IGUはICSU(国際科学会議)の古くからのメンバーであり、各国の国内委員会やICSUの主導するIGBPなどの国際プロジェクトとの連携を強化しつつ、地球環境研究や国際理解をはじめとする全人类的課題に精力的に取り組んでいる。平成17年9月まで、日本学術会議地理学研究連絡委員会が日本を代表してIGU国内委員会の役割を担い、国内の関連学会・研究者がIGUの活動を通して世界の地理学の振興と人類社会への貢献に寄与するのを支援してきた。そのような国内委員会の活動を継承しつつ、新生日本学術会議の理念に沿った、社会への貢献がよく見える国際対応を具体化するのが本分科会設置の目的である。
4	審議事項	IGU、FEを通じた国際研究計画への参加促進、役員推薦、代表派遣に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

地球惑星科学委員会分科会の設置について

分科会等名：IUGG分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	地球惑星科学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	国際測地学及び地球物理学連合 (International Union of Geodesy and Geophysics; IUGG) は、国際科学会議 (ICSU) の下に 1919 年に設立された組織であり、国際協力を通して測地学・地球物理学の発展を促進することを使命としている。これまで、IUGGだけでなく、IUGG傘下の8国際学術協会に対して、日本を代表する国内窓口の役割を担い、国内の関連学会・研究者がIUGGの活動を通して世界の測地学・地球物理学の振興と人類社会への貢献に寄与するのを支援してきた。それまでの国内委員会の活動を継承しつつ、新しい日本学術会議の理念に沿った国際対応を具体化するのが、本分科会設置の目的である。
4	審議事項	IUGGに関する国際連携、関連する測地学・地球物理学の振興、普及および社会貢献に関する諸事項に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

地球惑星科学委員会分科会の設置について

分科会等名：IUGS分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	地球惑星科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	本分科会では、国際地質科学連合 (International Union of Geological Sciences ; IUGS) の国内委員会として、同連合と連携し、地質科学の課題に継続的に対処するため、地球に関する研究を奨励し促進すること、国際的ならびに学際的な共同研究が必要とされる研究を援助すること、地質科学に関する社会の理解を得ること、そして、人類社会が持つ諸問題の地質科学的な側面を明らかにすることを目的とした様々な活動を行う。また、当該分野の将来のための人材育成につながる、地学オリンピック、ジオパーク等の活動への支援を行うことも目的とする。
4	審議事項	1. IUGSと連携した地質科学の振興、普及、社会貢献 2. IUGSに関する役員等の推薦等に係る諸案件に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	

地球惑星科学委員会分科会の設置について

分科会等名：SCOR分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	地球惑星科学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	海洋研究科学委員会 (Scientific Committee on Oceanic Research: SCOR) は、国際科学会議 (ICSU) の下に、1957年の設立以来、国際協力を通して海のすべての科学の発展を促進すべく活動している。SCOR活動へ我が国として強力にコミットすべく、2005年9月まで日本学術会議海洋科学研究連絡委員会が、その後は第20期において地球惑星科学委員会国際対応分科会SCOR小委員会、第21期以後は同委員会SCOR分科会が国内対応組織としての役割を担っている。本分科会は、国内の関連学会・研究者がSCORの活動を通じ世界の海洋科学の振興と人類社会の発展に寄与できるよう、新しい日本学術会議の理念に沿った国際対応の具体化が目的である。
4	審議事項	1. 海洋科学の振興、普及 2. 東京大学大気海洋研究所の組織・運営への助言に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

情報学委員会分科会の設置について

分科会等名：情報ネットワーク社会基盤分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	情報学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	近年、情報ネットワークはさまざまな社会活動を支える重要な社会基盤となっている。また、グリーンイノベーション、ライフイノベーション、安全・安心な社会の実現を行う上で大きな役割を果たすことが期待されている。その役割を果たすためには、産および学による次世代情報ネットワーク基盤の研究開発とともに、産学官連携、国際連携による知のネットワークの活用、研究開発および価値創造を育む新たな制度・組織等の環境改善、人材育成等多くの取り組むべき課題が存在する。以上の状況に鑑み、日本学術会議として情報ネットワーク社会基盤に関する諸問題とその解決に向けた取り組みや提案を国の内外に発信していく責務があると考え。本分科会はその役割を担って活動することとする。
4	審議事項	1. 情報ネットワーク社会基盤についての意思の表出 2. シンポジウムの開催 3. その他、関連課題の議論に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

情報学委員会分科会の設置について

分科会等名：国際サイエンスデータ分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	情報学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>学術活動のみならず社会的な合意形成の基盤となるサイエンスデータの重要性は、ますます増大している。一方でオープンアクセス、オープンデータ、オープンサイエンス運動を含む国際的活動、更には関連する国内活動は多岐に渡っており、これらを俯瞰的に議論し、サイエンスデータの基盤構築、発信、活用に関わる諸組織との国際的な連携を推進する役割が学術会議には不可欠である。</p> <p>本分科会は、ICSU傘下の国際組織CODATA、WDSの国際活動への対応に加えて、上記の国内外の幅広いサイエンスデータのあり方に対する議論と提言を目的として設置する。</p>
4	審議事項	<p>1. 国際的視点でのサイエンスデータ活動のあり方の提言 2. CODATA、WDS等の国際活動対応 3. その他、関連課題の議論</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

情報学委員会分科会の設置について

分科会等名：ビッグデータ分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	情報学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>現在の情報技術の発展は、大量データに支えられている。人工知能もビッグデータなしには成り立たない。Society 5.0に向けて、ICTをフルに活用し、大量の実データとサイバー情報を活用して、学術、産業、社会の課題を解決することが求められている。</p> <p>本分科会では、ビッグデータの収集、処理基盤、活用の多岐に及ぶ話題に関して、学際的な研究分野で連携し、課題の抽出・分析及びこの分野のあり方に関する意見交換を行い、政策や技術開発、さらには倫理、社会的側面や人材育成等に関する提言を行うことを目的とする。</p>
4	審議事項	<p>1. ビッグデータの収集、処理、分析、活用</p> <p>2. ビッグデータの倫理的、法的、社会的課題</p> <p>3. 上記に関連する人材育成、政策、制度 等に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	<p>※新規設置</p> <p>第23期「e-サイエンス・データ中心科学分科会」及び第23期「ITメディア社会基盤・メディアアーカイブ分科会」の後継となる分科会である。</p>

情報学委員会分科会の設置について

分科会等名：情報学教育分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	情報学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>情報に関する学術は社会のあらゆる分野に浸透し、いわば現代社会の神経系として、社会や国家の秩序形成を支えている。情報学に関して、社会を形成する個人が持つべき基本的な知識や技術を普及することは、国家の基幹教育として極めて重要な意義を持ち、大学、高等学校のみならず小中学校にわたる情報教育の組織的な実施が求められている。</p> <p>本分科会では、情報教育に関して幅広く議論するとともに、前期に報告している「情報分野における大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」を発展させ、情報教育一般に関する参照基準を策定することを中心的な課題とする。情報教育に関するシンポジウムの開催などを行って多方面からの意見を聴取しつつ、参照基準の完成及び活用に向けて活動を行う。</p>
4	審議事項	<p>1. 情報教育の参照基準の策定</p> <p>2. 情報教育に関するシンポジウム等の開催</p> <p>3. 参照基準の活用及び啓蒙の検討</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	<p>※新規設置</p> <p>第23期「情報科学技術教育分科会」から審議を引き継ぐ。</p>

情報学委員会分科会の設置について

分科会等名：環境知能分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	情報学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>情報技術の活用により可能となる社会システムのデザインと、その際に必要とされる知的機能の構成方法を検討する。認知(五感、脳計測、学習など)、エージェント(知識、意図、計画、行為など)、インタラクション(会話、手話、ジェスチャー、身体性など)の理論や技術を背景として、人々の生活や環境に貢献する。</p> <p>具体的には、サイバーフィジカル、集合知、デザイン、サービス工学、QOLなど環境知能と近接する概念を含めて議論を深め、その上で、在宅医療、障害者・高齢者支援、減災・復興、食、BOP、芸術・文化、エンターテインメントなど社会が求めるテーマを取り上げ、環境知能の活用を模索する。本分科会はこの議論を通じ、環境知能の研究推進を提言することを目的とする。</p>
4	審議事項	<p>1. 情報学のフロンティアとしての環境知能の技術・理論・応用</p> <p>2. 災害時に迅速で有用な情報伝達を可能とする環境知能など、個別の応用課題に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

情報学委員会分科会の設置について

分科会等名：安全・安心社会と情報技術分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	情報学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>情報技術の発展は、我々の社会に多くの利益をもたらしている反面、サイバー攻撃、システム障害、ヒューマンエラー等による様々な問題も引き起こしている。また、パーソナルデータの保護と利活用のバランスのように、社会的合意形成を要する課題群もある。</p> <p>本分科会では、セキュリティとディペンダビリティを中心に、社会基盤技術（土木・建築、交通、通信、エネルギー等）と連携し、法学、経済学、心理学等の知見も活かして検討を行う。そして、課題の抽出・分析及びこの分野のあり方に関する意見交換を行い、政策や技術開発、さらには社会制度や教育に関する提言を行うことを目的とする。</p>
4	審議事項	<p>1. 社会の安全・安心に資する情報技術と情報学を核とする学際研究分野</p> <p>2. 1に関連する教育、政策、制度等に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

情報学委員会分科会の設置について

分科会等名：ソフトウェア学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	情報学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>ソフトウェア学は、新たな計算や情報処理パラダイムの創成からソフトウェアシステムの開発、利用、保守に関わる技術までを含む、ソフトウェアに関する総合的な科学技術を探求する学術領域である。</p> <p>近年、新たなサービスの創成による産業構造の変革や、学際的な研究の必要性が急速に高まる中、この広い意味でのソフトウェア学の現状の課題や今後の方向性を明確にしていけることが、産官学に求められている。</p> <p>本分科会は、産官学を統合した幅広い工学的な視点及び学際的・分野融合的な学術の創成の視点からソフトウェアに関する諸課題の審議を行い、世界をリードしうるソフトウェア学の研究と実践の方向を提言する。</p>
4	審議事項	<p>1. 新たな計算や情報処理パラダイムの創成からソフトウェアシステムの開発、利用、保守に関わる技術的課題</p> <p>2. 上記課題の解決の方向性と方策</p> <p>3. その他関連課題の議論</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

情報学委員会分科会の設置について

分科会等名：ITの生む諸課題検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	情報学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>科学技術の発展は、私たちに多大なる恩恵をもたらしたが、一方でこれまで存在しなかった新たな問題も引き起こしている。このように科学技術の「光」及び「影」とは何か、「影」の克服事例、科学技術の社会に与える影響、規制が科学技術や社会と経済の発展に及ぼす影響を対比させ、その適切なあり方を提示することを目的として、第三部において「科学技術の光と影を生活者との対話から明らかにする」分科会が2015年に設立された。このような「光」と「影」の問題が深刻化している科学技術分野は様々であるが、情報技術(IT)もその一つである。すなわち、ITは発展が目覚ましく、また、それが一般の人々の身近な生活の場面に浸透しているだけに、この分野における「影」の部分が、大きな社会問題となっている。そこで本分科会では、IT分野に特化した「光」と「影」について議論し、その適切なあり方を提示することを目的とする。</p>
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. IT分野における「光」と「影」の適切なあり方についての意思の表出 2. シンポジウムの開催 3. その他、関連課題の議論に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

化学委員会分科会の設置について

分科会等名：化学企画分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	化学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	化学委員会の活動の中核として、国内外の化学研究に関する連絡・調整を行い、化学に関する諸問題を検討することで化学研究の推進を図ることを目的とする。このため、本分科会では、化学に関する特に重要な事項について審議検討する。また、化学委員会の活動方針を討議し、企画運営に関しても検討する。
4	審議事項	1. 化学研究の推進と化学分野の活性化 2. 化学に関わる諸問題 3. 化学委員会の活動に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

化学委員会分科会の設置について

分科会等名：IUPAC分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	化学委員会
2	委員の構成	16名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>本分科会では、国際純正・応用化学連合（IUPAC）への対応に関することを審議の対象とする。IUPACの活動と連携し、以下の項目に関する活動を行う。</p> <p>1) IUPACの活動への我が国の積極的な関与・貢献を促進</p> <p>2) IUPACへ派遣する委員候補の推薦</p> <p>3) 将来のIUPAC活動を担う若手人材の育成</p> <p>4) IUPAC活動に対する、産業界や学協会との連絡・調整</p>
4	審議事項	<p>1. IUPACの活動への我が国の積極的な関与・貢献の促進</p> <p>2. IUPACへ派遣する委員候補の推薦</p> <p>3. 将来のIUPAC活動を担う若手人材の育成</p> <p>4. IUPAC活動に対する、産業界や学協会との連絡・調整</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

化学委員会分科会の設置について

分科会等名：IUCr 分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	化学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>国際結晶学連合(International Union of Crystallography ; IUCr)は、1947年に設立され、総会 (General Assembly) 及び国際会議 (International Congress) が3年ごとに開催されている。結晶学の学際的な学問的性格を反映して重要で意義ある会議として発展している。我が国は1950年(昭和25年)に参加し、現在カテゴリーIV、投票権4を持つ主要国である。</p> <p>IUCrの目的は、(1)結晶学における国際協力を推進し、(2)結晶学に係るあらゆる分野の進歩に貢献し、(3)結晶学研究に使用される方法、命名法及び記号の国際的基準化を推進し、(4)結晶学と他の科学との関連の集約的な橋渡しの場となることにある。</p> <p>IUCrへの日本の窓口である学術会議として、IUCrの活動を推進するための実務を担うことを目的として、IUCr分科会を設置する。</p>
4	審議事項	<p>1. IUCrの活動支援</p> <p>2. IUCrの活動に係る日本の意見の集約と国内活動の推進</p> <p>3. IUCr役員の推薦、総会への代表派遣に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

化学委員会分科会の設置について

分科会等名：物理化学・生物物理化学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	化学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>化学委員会の中に専門分野別分科会をいくつか設置し、その学問分野に特有の共通の問題を審議して、必要な提案をする。IUPACのDivision分類と合わせてあり、Division別問題の国内対応の役割も果たす。</p> <p>本分科会は、一般物理化学及び生物にかかわる物理化学の諸問題(教育研究環境を含む)を審議の対象とする。構造化学、分子分光学、量子化学、化学反応学、物性化学、表面化学などの物理化学諸分野、光と物質の相互作用の化学、ナノスケールの化学、生物情報伝達の分子論など、物理化学を基礎として学際的に発展する分野における諸問題を審議し、これらの分野の振興のために必要となる提案を行う。</p>
4	審議事項	<p>1. 一般物理化学及び生物にかかわる物理化学の諸問題</p> <p>2. 上記の専門分野を発展させる研究体制や教育プログラムに係る審議に関すること</p>
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

化学委員会分科会の設置について

分科会等名：無機化学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	化学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	本分科会は、金属錯体や無機化合物が関与する化学の諸問題を審議の対象とする。無機化学は全元素の化学であり、触媒、構造材料、機能性材料、生体関連物質などを広く網羅している。様々な機能性材料が開発され、産業界でも広く使われている。一方で、無機化学では、その廃棄物処理や二酸化炭素の削減などの問題についても叡智を集めて取り組まなければならない。このような観点から、無機化学に関する最先端の研究について討議し、また、諸問題について検討することを目的とする。関連研究者と広く討論するために、研究会やシンポジウムも企画する。また、IUPACのDivision別問題の国内対応の役割も果たす。
4	審議事項	1. 無機化学研究の推進と分野の活性化 2. 無機化学に関わる諸問題に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

化学委員会分科会の設置について

分科会等名：有機化学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	化学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	有機化学を通じて、有機化学が関係する広い化学、物理、および生物学の分野において、学術の進展をはかり、もって科学と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。
4	審議事項	有機化学に関連する諸事項に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

化学委員会分科会の設置について

分科会等名：高分子化学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	化学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	高分子化学は、繊維、プラスチックから医療や電子産業、IT、航空宇宙分野など、豊かな社会と先端技術を実現する機能材料としてますます幅広い領域に展開し続けている。高分子化学の更なる発展と社会への貢献のために必要な施策の提言、高分子化学の抱える諸問題の分析とその解決のための方針の提起、国際的な研究交流の推進、人材育成などについて審議するために本分科会を設置する。
4	審議事項	1. 高分子化学の未踏分野・未解決課題の分析と提起 2. 国際的な研究交流の推進 3. 次世代高分子化学を担う人材育成 に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

化学委員会分科会の設置について

分科会等名：材料化学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	化学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	種々の学会にまたがる材料化学研究者間の情報交換、社会への貢献のために必要な施策の提言、材料化学が中長期に直面する諸課題の分析とその解決のための方針の提起、グローバルな視点から必要なアクションの推進などについて審議する。
4	審議事項	1. 材料化学研究の現状 2. 材料化学研究の将来展望 3. 材料化学と社会 4. 機能材料化学の今後 5. グローバルな視点からの材料化学研究に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

化学委員会分科会の設置について

分科会等名：分析化学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	化学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	本分科会は分析化学を中心にした諸問題を審議する。本分野は、今迄の分析化学に加えて、生きた細胞における分子-分子相互作用を、光反応や化学反応を利用して解析する研究へと新展開しつつある。とくに1分子分光法は生物物理学分野の基盤技術になりつつある。また環境分野での分析技術の最近の発展は目覚ましく、大気化学分析や廃水分析などで検出限界を上げつつある。この学問分野のさらなる発展のために研究会を企画する。IUPACのDivision別問題の国内対応の役割も果たす。
4	審議事項	1. 分析化学研究の推進と分野の活性化 2. 分析化学に関わる諸問題に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

物理学委員会・化学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：結晶学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	物理学委員会 ○化学委員会
2	委員の構成	30名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	結晶学は、物質の構造を決定し、機能との関係を明らかにし、物質の果たす役割を解明すると同時に、新たな物質創成の指針を与えることを目指す学問分野である。その対象は、鉱物、無機化合物、有機化合物、生体高分子を包含し、その手段は回折法から分光法まで、顕微鏡技術から透過技術まで多岐にわたっている。結晶学分野の研究の進展は物質を扱う広範な分野にかかわってくることから、基礎から応用まで、各分野の研究者が集まって、結晶学の進展の方向性を検討し、展開へ向けて有効な方策を立て、その発展を図ることが肝要であり、これを目的として結晶学分科会を化学委員会・物理学委員会合同分科会として設置する。
4	審議事項	1. 国内外の結晶学研究の現状と展開 2. 関連大型施設の効果的な利用 3. 関連学協会との連携 に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

化学委員会分科会の設置について

分科会等名：生体関連化学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	化学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	化学委員会の中に専門分野別分科会をいくつか設置し、その学問分野に特有の共通の問題を審議して、必要な提案をする。本分科会のみ国際的な対応（IUPACにおけるDivision分類）とは異なり、日本の化学の発展の歴史にもとづく専門分野分類である。国際的には、生物無機化学、生物有機化学、バイオメテックケミストリー、健康化学、ドラッグデザイン、バイオナノサイエンスと分類される分野の総合であるので、他の専門分野別分科会と人物的には重複する。しかし、その集合体としては、化学全般に関する問題意識に共通する部分があるので、それを探る。
4	審議事項	1. 化学全般に関する問題 2. 上記の専門分野を発展させる研究体制や教育プログラムに係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

化学委員会・総合工学委員会・材料工学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：触媒化学・化学工学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○化学委員会 総合工学委員会 材料工学委員会
2	委員の構成	30名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	化学技術(この場合、化学反応制御、分離・精製、混合・調整、形状制御等、あらゆる物質変換と物質変換に伴うエネルギー変換を対象とする技術を指す)と、化学技術を展開するための触媒、操作、プロセス及びシステム等に関連する基盤工学分野を通して、21世紀のわが国社会における産業イノベーション、環境共生型持続的社會形成、新エネルギーを含む長期安定型エネルギープラットフォームの構築、化学物質の安全性確保、地球環境保全等の諸問題を継続的に審議し、化学技術の適正な発展を計りつつ、わが国社会ひいては人類社会の現在と将来に係わる課題に対し、時事に応じた有効な提言等を内外に発信する。
4	審議事項	1. 地球環境保全と産業イノベーションを両立させる化学技術の在り方、システム構築と産官学連携の役割 2. 社会 Vision 創成と技術の社会実装との連動 3. AI、IoTと化学技術の融合 に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

化学委員会分科会の設置について

分科会等名：化学分野の参照基準検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	化学委員会
2	委員の構成	12名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	日本学術会議は、平成24年8月に文部科学省高等教育局長から審議依頼「分野別の教育課程編成上の審議について」を受け、同年12月に幹事会付置委員会「大学教育の分野別質保証委員会」を設置した。各分野の参照基準の具体的な内容については、関連する分野別委員会において審議を行うこととなったため、化学委員会はその審議のために、「化学分野の参照基準検討分科会」を設置する。本分科会では、大学教育の分野別質保証に資するべく、化学分野の教育課程編成上の参照基準を作成するとともに、関連する諸問題を審議する。
4	審議事項	化学分野の参照基準に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

土木工学・建築学委員会分科会の設置について

分科会等名：企画分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	土木工学・建築学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	土木工学・建築学委員会の運営および活動を円滑に進めるために、会員、分科会代表者及び複数の連携会員からなる「企画分科会」を設置する。本分科会は、土木工学・建築学の学術分野を俯瞰しつつ、土木工学・建築学委員会及び関連する分科会、小委員会、シンポジウム等に関する事項を審議・決定するとともに、学際連携の推進も含め、委員会が関わる諸活動を推進することに責任を持つ。 なお、委員全員が出席する土木工学・建築学委員会の全体会議は、年1、2回開催し、委員会全体の活動に関する報告・審議を行う予定である。
4	審議事項	土木工学・建築学委員会の企画に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～32年9月30日
6	備考	※新規設置

土木工学・建築学委員会分科会の設置について

分科会等名：IRDR分科会

1	所属委員会名	土木工学・建築学委員会
2	委員の構成	30名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	IRDR（災害リスク統合研究）はICSU（国際科学会議）、ISSC（国際社会科学評議会）、UNISDR（国連国際防災戦略事務局）の合同提案で2008年より開始された研究計画として国際展開している。IRDRの国内委員会（IRDR-Japan）は日本学術会議内に設置され、IRDR分科会がその任を担っている。本分科会を、土木工学・建築学委員会に継続して設置し、同時に国際委員会にも所属して、自然科学、社会科学、人文科学全ての領域の委員により構成する。活動内容としては、国内の災害科学及び防災・減災研究の推進、学術（科学技術）と実践（防災実務現場）との連携、国際的IRDR活動との連携、等である。2015年に策定された仙台防災枠組（SFDRR2015-2030）、持続可能開発目標（アジェンダ2030、SDGs）、気候変動に関するパリ協定に対し、特にIRDRの観点から貢献することを目的とする。さらには、フューチャーアース（Future Earth）、世界気候研究計画（WCRP）における災害研究との連携を図る。
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. IRDR科学委員会との密接な連携により、わが国のIRDRに関する学術の振興を図ること 2. 種々の災害事象を題材として推進される研究活動のレビューを国際的な観点から行い、我が国のIRDR研究のvisibilityを高める方策を検討すること 3. SFDRR、SDGs、パリ協定に関する国際的動向をモニターし、防災関連分野において日本学術会議からの貢献の方策を審議すること に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置

平成 29 年 10 月 30 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

1. 提案者 山極 壽一（会長）
2. 委員会名 科学技術を生かした防災・減災政策の国際的展開に関する検討委員会
3. 設置期間 幹事会承認日から平成 30 年 3 月 31 日

4. 課題の内容

(1) 課題の概要

日本学術会議では、防災関連分野の研究者、技術者、行政、開発援助機関、地球観測機関等の代表からなる「防災・減災のための国際研究のための東京会議分科会」を発足させ、2015 年 1 月に「防災・減災に関する国際研究のための東京会議」を開催した。議論の結果は「東京宣言」、「東京行動指針」としてまとめられ、2015 年 3 月に仙台で開催された「第三回国連防災世界会議」（以下、仙台会議）にて報告された。25 カ国の首脳、187 カ国の代表団の参加による仙台会議でまとめられた「仙台防災枠組 (Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030 (SFDRR))」では、防災・減災政策にもっと科学技術を活用していくことが強調された。また 2016 年 4 月には G サイエンス声明の取りまとめを支援し、現在 IAP の防災減災の声明発出を支援してきた。こうした国際的な動向を受けて、わが国の防災・減災対策を支える科学・技術の発展段階を分野間連携と科学と社会との連携によって総括して、その一層の効果的発展を促すことは急務である。

国内・国際における防災・減災力強化のために、国際的な防災組織との連携、国内における防災・減災研究の推進を推進して、科学・技術が真に防災減災の観点で社会に有用なものとなるように検討を深めることが本委員会の目的である。

(2) 審議の必要性

仙台防災枠組みを受けて、UNISDR、及びその下にある STAG (Science Technical

Advisory Group)などにおいて、防災・減災に資する科学・技術の研究開発やその応用・普及に関する国際的な検討が進められている。先述の東京会議・仙台会議のホスト国としてのわが国においても、こうした検討を進め、適切なタイミングで報告・提言を発し、シンポジウム等を開催して世界の議論をリードしていくことが必要である。

(3) 日本学術会議が過去に行っている検討や報告等の有無

22期～23期には、「国際委員会 防災・減災に関する国際研究のための東京会議分科会」と、土木工学・建築学委員会 IRDR 分科会が、防災・減災分野における国際的活動に関して審議する委員会等として活動してきた。特に、前者は東京会議の準備・実施と、東京宣言、東京行動指針、行動リストとしてまとめた成果の仙台会議への反映、さらにこれらの活動を踏まえた提言のとりまとめを行ってきた。その後、23期に本課題別委員会と同名の委員会が設立され、2016年1月に第1回会合を開催して以降、2016年のGサイエンス声明、2017年のIAP声明の作成を支援するとともに、2017年11月開催の「災害レジリエンス構築のための科学・技術国際フォーラム 2017」の開催を支援してきた。24期の本会課題別委員会は、これらの活動を継承し発展させる位置づけを持つものである。

また、この領域では、第20期に答申「地球規模の自然災害の増大に対する安全・安心社会の構築」（2007年5月30日）、対外報告「地球環境の変化に伴う水災害への適応」（2008年6月26日）を公表してきた。本委員会での議論は、これらの内容を踏まえながらも、東日本大震災の体験や南海トラフ大地震に関する被害想定等が提起する新たな問題を取り上げつつ進められる必要がある。

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミーの関連する報告等の有無

東京会議の成果である東京宣言、東京行動指針、行動リストは、今後本委員会での議論の出発点となる。また、仙台会議の成果であるSFDRRは、科学・技術の防災・減災への活用の重要性を強調したという特色を持つ文書であり、これもまた、本委員会の活動に直接関連する重要文書である。

その他、UNISDRのSTAG等の諸レポートなどについても、参考としながら活動していく必要がある。

(5) 各府省等からの審議依頼の有無

直接的な審議要請は受けていないが、内閣府防災担当とは、東京会議や仙台会議の準備や実施過程で緊密な連携をとってきた。また、同担当が進めている防災推進国民会議に、議員として日本学術会議会長が参加するなどの引き続き協力関係にある。したがって、本委員会の成果は、内閣府防災担当にも提供され、国の防災政策に生かされることが期待できる。

また、これらを踏まえて、委員会の審議項目や設置期間、構成は以下とする。

審議項目

1. UNISDR(国連国際防災戦略) ICSU-IRDR(世界科学会議災害リスク統合研究)をはじめとする国際的な防災組織、防災研究ネットワーク等と連携に関する事項。
2. 防災・減災に関わる科学技術の発展と国内外における普及のために日本学術会議が果たすべき役割に関する事項
3. その他、防災・減災と科学・技術の関係に関する事項

5. 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

本委員会の母体となるのは、23 期に設立された同名の課題別委員会である。本課題別委員会においても、引き続き、分野横断的で、関連する政府機関、団体等の代表を含めて科学・技術と社会をつなぐ議論ができる構成とすることが重要である。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

第一部から第三部まで全ての部に関係する委員会員、連携会員、および特任連携会員 35 名以内。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

- UNISDR(国連国際防災戦略) ICSU-IRDR(世界科学会議災害リスク統合研究)と協力して、「災害レジリエンス構築のための科学・技術国際フォーラム 2017」の開催準備を行う。
- 同フォーラムにおける成果の取りまとめを行う。
- 仙台防災枠組の目標年である 2030 年を見据えて、第 24 期内の諸活動を検討、計画し、防災・減災への科学・技術の貢献を強めるための指針を国際社会に発信する。

6. その他課題に関する参考情報

本委員会は 土木工学・建築学委員会の「IRDR 分科会」と緊密な連携を図る。本委員会は、課題別委員会として、学際的な観点から、国際的連携、防災・減災に関する科学・研究の推進を検討する。

また、「防災減災・災害復興に関する学術連携委員会」は、災害時の科学者の連携によって、社会への情報提供や救命救急・復旧・復興がよりの確に行われるように、日本学術会議「緊急時における日本学術会議の活動に関する指針」の考えを具体化することにその狙いがある。したがって、主として国内における諸学協会、行政組織・研究機関との連携を強化することに狙いがあり、国際的な枠組の下との連携強化を進めることに狙いを持つ本委員会と、連携を必要とするものの、役割が異なる。

●科学技術を生かした防災・減災政策の国際的展開に関する
検討委員会設置要綱（案）

〔平成29年 月 日〕
日本学術会議第 回幹事会決定

（設置）

第1 科学技術を生かした防災・減災政策の国際的展開に関する検討委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として設置する。

（職務）

第2 委員会は、UNISDR(国連国際防災戦略) ICSU-IRDR(世界科学会議災害リスク統合研究)をはじめとする国際的な防災組織、防災研究ネットワーク等と連携に関する事項、及び、防災・減災に関わる科学技術の発展と国内外における普及のために日本学術会議が果たすべき役割に関する事項等、防災・減災と科学・技術の関係に関する事項を審議する。

（組織）

第3 委員会は、35名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第4 委員会は、平成30年3月31日まで置かれるものとする。

（庶務）

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）及び参事官（国際業務担当）において処理する。

（雑則）

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

平成 29 年 10 月 30 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるため、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

1. 提案者 山極 寿一（会長）
2. 委員会名 医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会
3. 設置期間 幹事会承認日から平成 30 年 3 月 31 日

4. 課題の内容

(1) 課題の概要

第 23 期において委員会では、以下のような我が国における医学・医療領域におけるゲノム編集技術についての検討に係る審議を行った。

- ①ゲノム編集技術を用いた医学・医療分野における基礎・応用研究の現状分析
- ②生殖細胞・受精初期胚を対象にゲノム編集技術を用いることの生命倫理上の問題点の検討
- ③ゲノム編集技術を用いた医学研究とその臨床応用にあたって留意すべき基本的な考え方の検討

審議結果を踏まえ、提言「我が国の医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方」を公表したが、当該委員会で取りまとめた提言の英語版を作成し、検討結果の概要を海外のアカデミーに周知することとする。

(2) 審議の必要性

2017 年 9 月 27 日に提言「我が国の医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方」を公表したが、本委員会での検討結果の概要を海外のアカデミーに周知するため、英語版の提言を作成するための審議を行う必要がある。

(3) 日本学術会議が過去に行っている検討や報告等の有無

2017 年 9 月 27 日に提言「我が国の医学・医療領域におけるゲノム編集技術の

あり方」を公表。

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミーの関連する報告等の有無

- ・総合科学技術・イノベーション会議 ヒト受精胚へのゲノム編集技術を用いる研究について（中間まとめ）（2016年4月）
- ・米国科学アカデミー他 ヒトゲノム編集国際会議声明（2015年12月）
- ・総合科学技術会議 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方（2004年7月）
- ・厚生労働省 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（2015年8月）
- ・厚生労働省／文部科学省 ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（2010年12月）

(5) 各府省等からの審議依頼の有無

- ・なし

5. 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

第23期に提言を取りまとめた「医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会」委員で引き続き検討を行うことが適当である。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

すべての専門分野。

各部会員2～3名程度に加え連携会員並びに特任連携会員、計20名以内。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

委員会設置後、鋭意会議を開催して11月に開催される幹事会に英語版提言を報告することを期するものである。

6. その他課題に関する参考情報

内閣府総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会がヒト受精胚へのゲノム編集技術を用いる研究について鋭意検討を行っている。

医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会
設置要綱(案)

〔平成29年 月 日〕
〔日本学術会議第 回幹事会決定〕

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2 委員会は、第23期に公表された提言「我が国の医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方」について、検討結果の概要を海外のアカデミーに周知するため、提言の英語版を作成する。

(組織)

第3 委員会は、20名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成30年3月31日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）の協力を得て、事務局参事官（審議第一担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

平成 29 年 10 月 30 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるため、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

1. 提案者 武内和彦（副会長）
2. 委員会名 フューチャー・アースの推進と連携に関する委員会
3. 設置期間 幹事会承認日から平成 30 年 3 月 31 日
4. 課題の内容

(1) 課題の概要

限界状況に近づきつつあるとされる地球環境の保全と持続可能な地球社会の実現のために、世界の研究者コミュニティと国連機関および資金提供機関などが組んだ国際プログラム フューチャー・アース (Future Earth) が 2015 年から正式に活動している。この Future Earth では、自然科学と人文社会科学の学際的な研究に加え、科学コミュニティと社会との連携・協働による「超学際(transdisciplinary)」研究を重視している。日本学術会議はすでに「新しい学術の体系—社会のための学術と文理の融合—」(2003 年 6 月)、「提言：知の統合—社会のための科学に向けて—」(2007 年 3 月)、「提言 持続可能な世界の構築のために」(2010 年 4 月)などの提言を出している。23 期には、「フューチャー・アースの推進に関する委員会」が、更にこれらの提言を発展させて、持続可能な地球社会の実現に向けた学際・超学際研究の推進を、科学コミュニティと社会の関係者に強く促す提言「持続可能な地球社会の実現をめざして—Future Earth (フューチャー・アース) の推進—」を、2016 年 4 月に行った。日本学術会議は、この Future Earth の国際的な活動を推進するために、Future Earth 国際事務局東京ハブも担っており、この東京ハブや京都にある Future Earth アジア地域センターとも連携して、国内の関係する学術コミュニティの学際的連携を進め、国内での研究推進を行う必要がある。同時に、今期においては、すでに政府が推進を進めている持続可能な開発目標(SDGs)などとの連携を強化することも含めて、社会の関連するステークホルダーとの協働・連携した超学際的な活動を、より強力で推進

する必要がある。そのために、24期には、23期の「フューチャー・アースの推進に関する委員会」をさらに発展させた「フューチャー・アースの推進と連携に関する委員会」として、関連の研究者、研究・教育機関に加え、社会で地球環境保全や持続可能な社会を目指す団体・組織とも連携して、フューチャー・アースを進める必要がある。

(2) 審議の必要性

Future Earth では、国際的な組織改編も最近進んでおり、新しい国際事務局長 Dr. Amy Luers 女史も本年10月19日に日本学術会議を訪問し、日本の国際的な協力・連携を引き続き強く要望された。持続可能な地球社会へ向けた学術コミュニティと社会の関係コミュニティの超学際的連携は、地球環境の限界的状況などを踏まえると、引き続き喫緊で重要な課題であり、社会の関係機関、組織が参画し、学術会議が事務局を引き受るかたちで、今年9月には、Future Earth 日本委員会を正式に設置した。この Future Earth 日本委員会とも連携・協働する学術コミュニティを中心とした委員会を、学術会議に設置することは、日本の Future Earth の推進には不可欠である。

(3) 日本学術会議が過去に行っている検討や報告等の有無

- ・先に述べたように、23期には、本委員会に対応する「フューチャー・アースの推進に関する委員会」が中心となって、提言「持続可能な地球社会の実現をめざして－Future Earth (フューチャー・アース) の推進－」を2016年4月5日に出した。
- ・また、特に、Future Earth に関連した教育活動のために、「持続可能な未来のための教育と人材育成の推進に向けて」の提言を、フューチャー・アースの推進に関する委員会持続可能な発展のための教育と人材育成の推進分科会が中心となって2014年9月11日に行っている。

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミーの関連する報告等の有無

- ・「第5期科学技術基本計画」への貢献
内閣府の総合科学技術イノベーション会議 (CSTI) は2015年6月の「科学技術イノベーションと社会」(総合科学技術会議、2015)で、FEを特に地球環境問題の解決を、社会との共創で進める重要な国際的枠組みと位置づけた。また、地球観測におけるFEの役割についても重視しており、地球観測データの社会活用におけるFEの重要性を指摘している。また、地球温暖化に代表される気候変動の緩和・適応政策におけるFEの枠組みの重要性を強調している。これらの視点は、CSTIから出される「科学技術イノベーション総合戦略2015」に、FEの枠組みを通して、多様なステークホルダーのニーズの把握、地球科学・情報科学・社会科学等にまたがる共同研究の促進、企業等へのビッグデータの提供により技術開発を推進し、モデル地域における社会実装を行い、その成果を波及させる必要があるとして、まとめられている。FEの重要性、必要性は2016年1月に発表された「科学技術基本計画」に

も言及された。

- Future Earth（国際）科学委員会および関与委員会への参加
2013年7月、各国関連組織・団体からの推薦による国際公募選考の結果、日本からは前期委員会委員長の安成哲三氏（人間文化研究機構 総合地球環境学研究所長）が科学委員（全部で18名）の一人として選出されている。また、同様の選考過程を経て、2014年10月、本委員会特任連携会員（予定）の長谷川雅世氏（特定非営利活動法人 国際環境経済研究所主席研究員）が関与委員会（全部で15名）の一人として選出されている。

（5）各府省等からの審議依頼の有無

- 特に無し

5. 審議の進め方

（1）課題検討への主体的参加者

多くの分野の専門家が必要である。持続可能な地球社会の実現に向けた研究には、文理のすべてにわたる研究者が必要であり、第一部から第三部の各分野からの専門家を含め、分野横断的な議論ができる構成とすることが必要である。また、社会との超学際的な研究活動を推進するために、何人かの（学術コミュニティ外の）社会のステークホルダーの代表の方に、特任連携会員として参加してもらう必要がある。

（2）必要な専門分野及び構成委員数

多くの専門分野から選出する会員、連携会員（計35名以内）および、社会のステークホルダーを代表する特任連携会員（10名以内）。

（3）中間目標を含む完了に至るスケジュール

本委員会は、先にも述べた通り、持続可能な地球社会に向けた国際プログラム Future Earth に対応した活動を行っており、日本学術会議を中心に、文理にまたがる関連の研究者コミュニティの垣根を超えた学際的な連携と、アカデミアと社会の関連するステークホルダーとの超学際的連携を継続的に行う必要がある。そのために、特に期限を設けない Future Earth 日本委員会が設立された。ただし、国際および国内の Future Earth の進捗状況に応じて、学際および超学際の内容を変えていく必要があり、毎年の委員会で、国際・国内ワークショップやシンポジウムを開催しながら、委員会の具体的な目標や構成などの検討を行う予定である。

6. その他課題に関する参考情報

本委員会では、Future Earth を通した SDGs への貢献も大きく位置づけており、学術会議内の関連委員会や活動とも、密接に連携した活動も予定している。

フューチャー・アースの推進と連携に関する委員会設置要綱(案)

平成 29 年 月 日
日本学術会議第 回幹事会決定

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、フューチャー・アースの推進と連携に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2 委員会は、フューチャー・アースの推進と社会との連携に資するため、関連する諸問題を整理し、審議するとともに、関連機関・組織との連携を図る。

(組織)

第3 委員会は、45名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成30年3月31日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。